

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	DB35 r. 3.0
提出年月日	令和3年10月1日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(設計基準対象施設等)

令和3年10月
北海道電力株式会社

目 次

- 第4条 地震による損傷の防止（後日提出）
- 第5条 津波による損傷の防止（後日提出）
- 第6条 自然現象 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象）
- 第6条 竜巻 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）
- 第6条 外部火災 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）
- 第6条 火山 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）
- 第7条 不法な侵入等の防止
- 第8条 火災による損傷の防止
- 第9条 溢水による損傷の防止
- 第10条 誤操作の防止
- 第11条 安全避難通路等
- 第12条 安全施設
- 第14条 全交流動力電源喪失対策設備
- 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設
- 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ
- 第24条 安全保護回路
- 第26条 原子炉制御室等 (第59条 原子炉制御室等)
- 第31条 監視設備 (第60条 監視測定設備)
- 第33条 保安電源設備
- 第34条 緊急時対策所 (第61条 緊急時対策所)
- 第35条 通信連絡設備 (第62条 通信連絡を行うために必要な設備)

注：（ ）内は重大事故等対処施設の該当条文

第 35 条：通信連絡設備

<目 次>

1. 基本方針

- 1.1 要求事項の整理
- 1.2 追加要求事項に対する適合性
 - (1) 位置、構造及び設備
 - (2) 安全設計方針
 - (3) 適合性説明
- 1.3 気象等
- 1.4 設備等（手順等含む）

2. 通信連絡設備

- 2.1 通信連絡設備の概要
- 2.1.1 通信連絡設備（発電所内）の概要
- 2.1.2 通信連絡設備（発電所外）の概要
- 2.2 多様性を確保した専用通信回線
- 2.3 通信連絡設備の電源及び代替電源設備
- 2.4 緊急時対策所の通信連絡設備及びデータ表示端末に係る耐震性

（参考資料）

- 参考 1. 通信連絡設備の一覧
- 参考 2. 機能ごとに必要な通信連絡設備
- 参考 3. 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所
- 参考 4. 緊急時対策所のデータ表示端末
- 参考 5. データ収集計算機バックアップラインで確認できるパラメータリスト
- 参考 6. 緊急時対策所の通信連絡設備電源
- 参考 7. 加入電話システムの構成
- 参考 8. 緊急時対策所のデータ表示及びE R S S 伝送機能に係る耐震性
- 参考 9. 緊急時対策所の通信設備の耐震措置一覧
- 参考 10. 設計基準事故対処設備における点検頻度
- 参考 11. データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類
- 参考 12. 可搬型重大事故等対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方
- 参考 13. 通信連絡設備の使用目的と指揮命令および連絡体制（使用する通信連絡設備）

3. 技術的能力說明資料
(別添資料) 通信連絡設備

<概 要>

- 1 . において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。
- 2 . において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。
- 3 . において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。

1. 基本方針

1.1 要求事項の整理

通信連絡設備について、設置許可基準規則第 35 条及び第 62 条並びに技術基準規則第 47 条及び第 77 条において、追加要求事項を明確化する（表 1）。

表1 設置許可基準規則第35条及び第62条、技術基準規則第47条及び第77条 要求事項

設置許可基準規則 第35条（通信連絡設備）	技術基準規則 第47条（警報装置等）	備考
工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求
2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。	追加要求事項

設置許可基準規則 第62条（通信連絡を行うために必要な設備）	技術基準規則 第77条（通信連絡を行うために必要な設備）	備考
<p>発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>【解釈】</p> <p>1 第62条に規定する「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p>	<p>発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を施設しなければならない。</p> <p>【解釈】</p> <p>1 第77条に規定する「当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p>	追加要求事項

1.2 追加要求事項に対する適合性

(1) 位置、構造及び設備

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

ロ. 発電用原子炉施設の一般構造

(3) その他の主要な構造

(i) 本原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。

(ad) 通信連絡設備

通信連絡設備は、警報装置、通信設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信設備（発電所外）、データ伝送設備（発電所外）から構成される。

原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）（安全施設に属するものに限る。）を設置又は保管する設計とする。また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。

原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）（安全施設に属するものに限る。）を設置又は保管する設計とする。また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。

通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。

これらの通信連絡設備については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。

【説明資料(2.1~2.3:P35-1-19~29)】

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

ヌ. その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備

(3) その他の主要な事項

(viii) 通信連絡設備

通信連絡設備は、警報装置、通信設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信設備（発電所外）、データ伝送設備（発電所外）から構成される。

原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置の機能を有する運転指令設備（以下「運転指令設備」という。）及び電力保安通信用電話設備等の多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、データ収集計算機及びデータ表示端末を設置する設計とする。

なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、加入電話設備、衛星電話設備等の通信設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、データ収集計算機及びERSS伝送サーバを設置する設計とする。

通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。

なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。

重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信設備（発電所内）を設ける。

通信設備（発電所内）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話設備、

衛星携帯電話、トランシーバ、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、インターフォン及び携行型通話装置は、中央制御室、緊急時対策所、原子炉補助建屋等に設置又は保管する設計とする。

データ伝送設備（発電所内）として、データ収集計算機は、原子炉補助建屋に設置し、データ表示端末は緊急時対策所に設置する設計とする。

衛星電話設備は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。

緊急時対策所に設置する衛星電話設備の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。

テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの電源は、緊急時対策所の電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。

衛星携帯電話、トランシーバ、携行型通話装置及び中央制御室に設置する衛星電話設備の電源は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。

充電池を用いるものについては、充電池の残量が少なくなった場合は、別の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電できる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより7日間以上継続して通話ができる設計とする。

データ収集計算機については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。また、データ表示端末については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。

重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する通信設備（発電所外）を設ける。

通信設備（発電所外）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話設備、衛星携帯電話及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、中央制御室、緊急時対策所、原子炉補助建屋等に設置又は保管する設計とする。

データ伝送設備（発電所外）として、データ収集計算機及びERSS 伝送サーバは、原子炉補助建屋に設置する設計とする。

衛星電話設備は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。

緊急時対策所に設置する衛星電話設備の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。

中央制御室に設置する衛星電話設備の電源は、充電池を使用しており、充電池の残量が少なくなった場合は、充電池を交換することにより、継続して通話ができる、使用後の充電池は緊急時対策所の電源から充電できる設計とする。

衛星携帯電話の電源は、充電池を使用しており、充電池の残量が少なくなった場合は、充電池を交換することにより、継続して通話ができる、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電できる設計とする。

統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。

データ収集計算機及びERSS 伝送サーバについては、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。

緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、データ収集計算機、ERSS 伝送サーバ、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じ、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。

代替非常用発電機については、「ヌ. (2) (vi) 代替電源設備」に記載する。

緊急時対策所用発電機については、「ヌ. (3) (vi) 緊急時対策所」に記載する。

運転指令設備	一式
（「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）	
加入電話設備	一式
（「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）	
携帯電話	一式
（「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）	
電力保安通信用電話設備	一式
（「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）	
社内T V会議システム	一式

(「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用)	
衛星電話設備	一式
(「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用)	
衛星携帯電話	一式
(「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用)	
専用電話設備	一式
(「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用)	
無線通話装置	一式
(「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用)	
携行型通話装置	一式
トランシーバ	一式
(「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用)	
インターフォン	一式
(「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用)	
テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	一式
(「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用)	
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	一式
(「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用)	
データ収集計算機	一式
(「計測制御系統施設」、「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用)	
データ表示端末	一式
(「計測制御系統施設」、「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用)	
ERSS 伝送サーバ	一式
(「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用)	

携行型通話装置、トランシーバ、衛星電話設備、衛星携帯電話、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、データ収集計算機、データ表示端末及びERSS 伝送サーバは、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。

【説明資料(2.1~2.3: P35-1-19~29)】

(2) 安全設計方針

1.1.1 基本の方針

1.1.1.1 避難通路、照明、通信連絡設備

原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び設計基準事故対策用照明、通信連絡設備を設ける設計とする。

(3) 適合性説明

第三十五条 通信連絡設備

- 1 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。
- 2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。

適合のための設計方針

第1項について

設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をザ一鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。

なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

【説明資料(2.1~2.1.1:P35-1-19~20) (2.3:P35-1-26~29)】

第2項について

設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。

通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、幅轍等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。

なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

【説明資料(2.1:P35-1-19) (2.1.2~2.3:P35-1-21~29)】

1.3 気象等

該当なし

1.4 設備等（手順等含む）

10. その他発電用原子炉の附属施設

10.12 通信連絡設備

10.12.1 通常運転時等

10.12.1.1 概要

設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。

また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。

【説明資料(2.1~2.1.2:P-35-19~23)】

10.12.1.2 設計方針

(1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備としてデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。

なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

【説明資料(2.1~2.1.1:P35-1-19~20) (2.3:P35-1-26~29)】

(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。

通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。

なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

【説明資料(2.1:P35-1-19) (2.1.2~2.3:P35-1-21~29)】

10.12.1.3 主要設備

10.12.1.3.1 通信連絡設備

- (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置の機能を有する運転指令設備及び電力保安通信用電話設備等の多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する。また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、データ収集計算機及びデータ表示端末を設置する設計とする。

なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

【説明資料(2.1~2.1.1:P35-1-19~20) (2.3:P35-1-26~29)】

- (2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、加入電話設備、衛星電話設備等の通信設備（発電所外）を設置又は保管する。また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、データ収集計算機及びERSS 伝送サーバを設置する。

通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。

なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

さらに、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、定期的に点検を行うとともに、専用通信回線及びデータ伝送設備（発電所外）の状態を監視することにより、常時使用できることを確認する。

【説明資料(2.1:P35-1-19) (2.1.2~2.3:P35-1-21~29)】

10.12.1.4 主要仕様

通信連絡設備の主要仕様を第 10.12.1.1 表から第 10.12.1.5 表に示す。

【説明資料(2.2~2.3:P35-1-24~29)】

10.12.1.5 試験検査

警報装置、通信設備（発電所内）及び通信設備（発電所外）は、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。

データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。

10.12.1.6 手順等

- (1) 通信連絡設備の操作については、手順を整備し、的確に実施する。
- (2) 専用通信回線、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、状態を監視するとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。また、異常時の対応手順に関する教育を実施する。
- (3) 通信連絡設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。
- (4) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を実施する。

第10.12.1.1 表 警報装置の仕様

通信種別	主要設備	電源	通信回線
警報装置	運転指令設備	常用所内電源 非常用所内電源 専用蓄電池	—

第10.12.1.2 表 通信設備（発電所内）の仕様

通信種別	主要設備	電源	通信回線
通信設備（発電所内）	運転指令設備	常用所内電源 非常用所内電源 専用蓄電池	—
	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） (注1)	常用所内電源 非常用所内電源 通信用蓄電池
		保安電話（携帯） (注1)	常用所内電源 非常用所内電源 通信用蓄電池 充電池
	トランシーバ		充電池又は乾電池
	携行型通話装置		乾電池
	衛星電話設備	固定電話（注1）	常用所内電源 非常用所内電源 充電池 緊急時対策所用発電機
	衛星携帯電話（注1）		充電池
	インターフォン		常用所内電源 緊急時対策所用発電機 無停電電源装置
	テレビ会議システム (指揮所・待機所間)		常用所内電源 緊急時対策所用発電機 無停電電源装置
	無線通話装置	固定：非常用所内電源 常用所内電源 通信用蓄電池 車載：放射能観測車の車用蓄電池	無線系回線

(注1) : 発電所外用（社内及び社外）と共に用。

第10.12.1.3 表 通信設備（発電所外）（社内）の仕様

通信種別	主要設備		電源	通信回線
通信設備（発電所外） 社内	加入電話設備 (注2) (注3)	固定電話	通信事業者から給電	有線系回線 (通信事業者回線)
		FAX	常用所内電源 非常用所内電源 無停電電源装置 緊急時対策所用発電機	
	携帯電話 (注2) (注3)		充電池	無線系回線 (通信事業者回線)
	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） (注1)	常用所内電源 非常用所内電源 通信用蓄電池	有線系回線、無線系回線 (専用の電力保安通信用回線)
		保安電話（携帯） (注1)	常用所内電源 非常用所内電源 通信用蓄電池 充電池	
		衛星保安電話 (注2)	常用所内電源 非常用所内電源 通信用蓄電池	衛星系回線 (通信事業者回線)
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (注2)	TV会議システム	常用所内電源 非常用所内電源 緊急時対策所用発電機 無停電電源装置	有線系回線、衛星系回線 (通信事業者回線)
		IP電話		
		IP-FAX		
	社内TV会議システム		常用所内電源 非常用所内電源 無停電電源装置 緊急時対策所用発電機	有線系回線 (通信事業者回線) 無線系回線 (専用の電力保安通信用回線)
	衛星電話設備	固定電話 (注1)	常用所内電源 非常用所内電源 緊急時対策所用発電機 充電池 無停電電源装置	衛星系回線 (通信事業者回線)
		FAX (注2)		
	衛星携帯電話 (注1)		充電池	

(注1)：発電所内用及び発電所外用（社外）と共に。

(注2)：発電所外用（社外）と共に。

(注3)：災害時優先回線を含む。

第10.12.1.4 表 通信設備（発電所外）（社外）の仕様

通信種別	主要設備		電源	通信回線
通信設備 （発電所外） 社外	加入電話設備 (注2) (注3)	固定電話	通信事業者から給電	有線系回線 (通信事業者回線)
		FAX	常用所内電源 非常用所内電源 無停電電源装置 緊急時対策所用発電機	
	携帯電話 (注2) (注3)		充電池	無線系回線 (通信事業者回線)
	電力保安通信用電話設備	保安電話(固定) (注1)	常用所内電源 非常用所内電源 通信用蓄電池	有線系回線 (通信事業者回線)
		保安電話(携帯) (注1)	常用所内電源 非常用所内電源 通信用蓄電池 充電池	
		衛星保安電話 (注2)	常用所内電源 非常用所内電源 通信用蓄電池	衛星系回線 (通信事業者回線)
	専用電話設備	固定電話	常用所内電源 非常用所内電源 緊急時対策所用発電機 無停電電源装置	有線系回線 (通信事業者回線)
		FAX		
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (注2)	TV会議システム	常用所内電源 非常用所内電源 緊急時対策所用発電機 無停電電源装置	有線系回線、衛星系回線 (通信事業者回線)
		IP電話		
		IP-FAX		
	衛星電話設備	固定電話(注1)	常用所内電源 非常用所内電源 緊急時対策所用発電機 充電池 無停電電源装置	衛星系回線 (通信事業者回線)
		FAX(注2)		
衛星携帯電話 (注1)		充電池		衛星系回線 (通信事業者回線)

(注1) : 発電所内用及び発電所外用（社内）と共に用。

(注2) : 発電所外用（社内）と共に用。

(注3) : 災害時優先回線を含む。

第10.12.1.5 表 データ伝送設備の仕様

通信種別	主要設備	電源	通信回線
データ伝送設備	発電所内	データ表示端末	常用所内電源 非常用所内電源 充電池 緊急時対策所用発電機
		データ収集計算機（注1）	非常用所内電源 無停電電源装置
	発電所外	データ収集計算機（注1）	有線系回線、無線系回線 (専用の電力保安通信用回線)
		ERSS伝送サーバ	有線系回線、衛星系回線 (通信事業者回線)

(注1) : 発電所内用及び発電所外用と共に用。

【説明資料 (2.2~2.3:P35-1-23~28)】

2. 通信連絡設備

2.1 通信連絡設備の概要

発電所内、外の通信連絡設備として、以下に記載する警報装置、通信設備、データ伝送設備を設置する。

概要を図1に示す。

警報装置

:事故等が発生した場合に、建屋内外の者への退避の指示を行う。

通信設備（発電所内）

:中央制御室、緊急時対策所指揮所から緊急時対策所待機所及び建屋内外の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。

データ伝送設備（発電所内）

:緊急時対策所指揮所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送する。

通信設備（発電所外）

:発電所外の必要箇所への事故の発生等に係る連絡を行う。

データ伝送設備（発電所外）

:所内から所外の緊急時対策支援システム（E R S S）等へ必要なデータを伝送する。

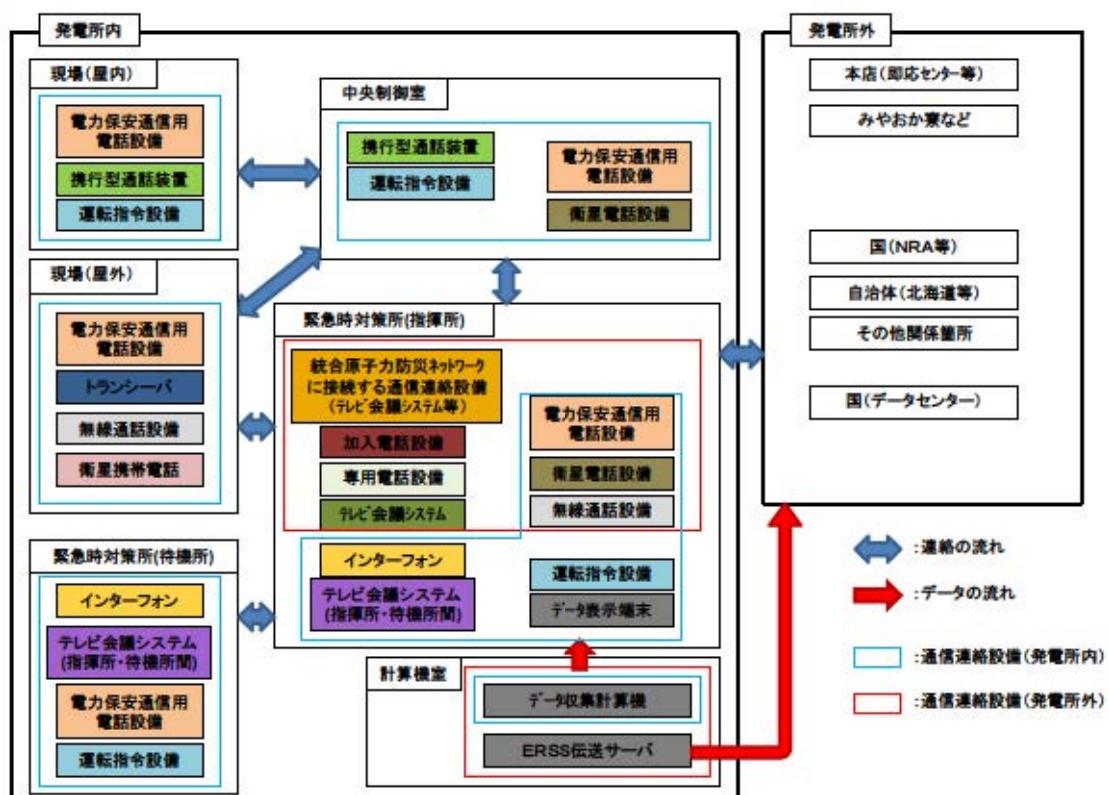


図1 通信連絡設備の概要

= D B
= S A

2.1.1 通信連絡設備（発電所内）の概要

中央制御室等から人が立ち入る可能性のある建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる警報装置（運転指令設備）、多様性を確保した通信設備（発電所内）（運転指令設備（送受話器）、電力保安通信用電話設備（保安電話）、衛星電話設備、衛星携帯電話、トランシーバ及び携行型通話装置及び無線通話装置）及びデータ伝送設備（発電所内）（データ収集計算機及びデータ表示端末）を設置している。

また、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送装置（発電所内）については、定期的な外観点検及び通話通信確認により適切な保守管理を行う。

概要を図2に示す。

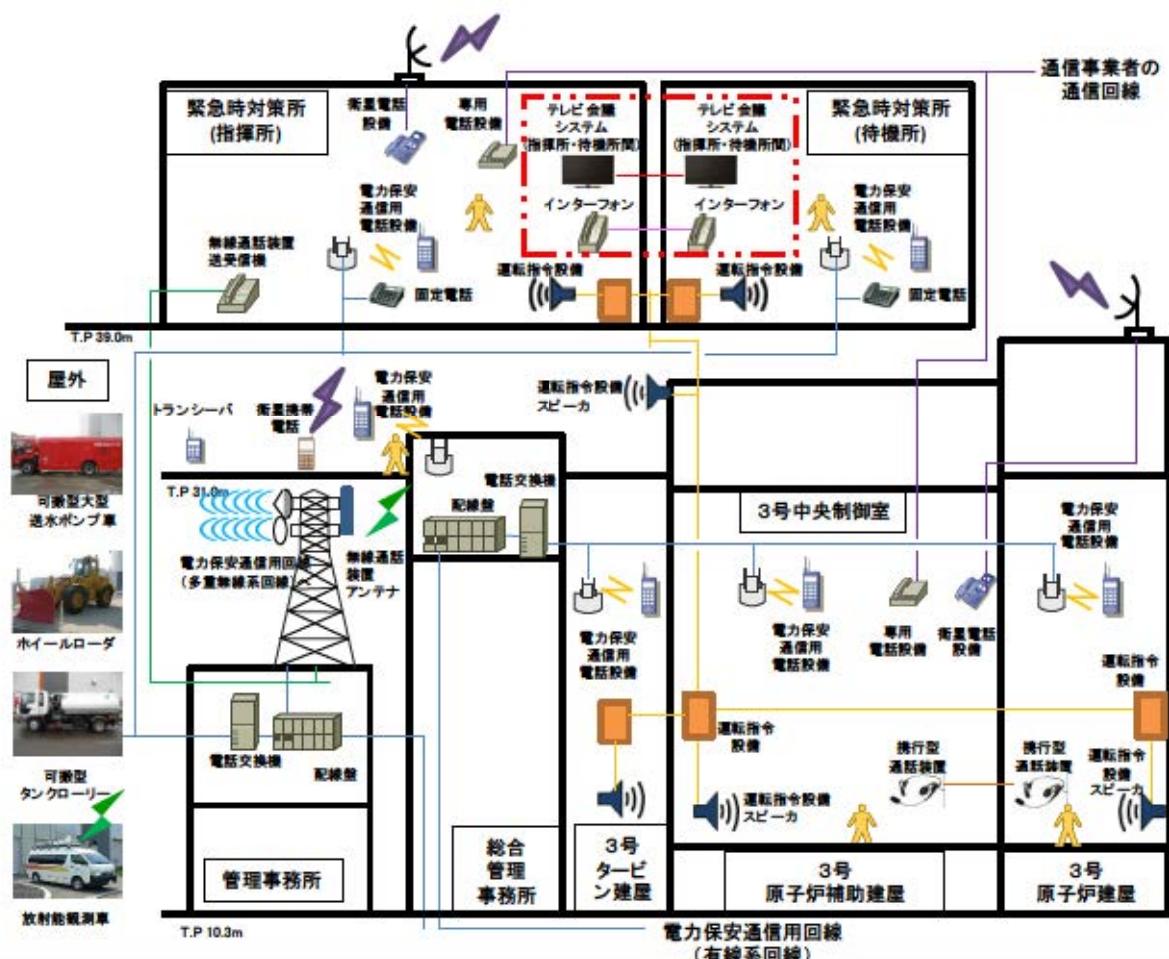


図2 通信設備（発電所内）の概要 [通信設備（発電所外）と共に用のものを含む]

 = D B
 = S A

2.1.2 通信連絡設備（発電所外）の概要

発電所外の社内関係箇所との連絡用として、電力保安通信用電話設備、社内TV会議システム及び衛星電話設備等を設置している。電力保安通信用電話設備は、当社が構築する電力保安通信用回線（有線系及び無線系回線）に接続している。

社内TV会議システムは、通信事業者が提供する特定顧客専用の通信回線（有線系回線）及び当社が構築する電力保安通信用回線（無線系回線）に接続している。電力保安通信用電話設備（衛星保安電話）は、通信事業者が提供する特定顧客専用の通信回線（衛星系回線）に接続している。

社外との連絡用として、通信事業者が提供する加入電話設備、衛星電話設備等を設置している。また、多様性を確保した通信事業者が提供する統合原子力防災ネットワーク（有線系回線及び衛星系回線）に接続する通信連絡設備及び緊急時対策支援システム（E R S S）等へのデータ伝送（発電所外）出来る設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置している。

データ伝送設備（発電所外）については、バックアップとして当社が構築する電力保安通信用回線に接続し本店からも伝送できる。

また、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、定期的な外観点検、通話通信確認等により適切な保守管理を行う。

概要を図3、図4、図5及び図6に示す。

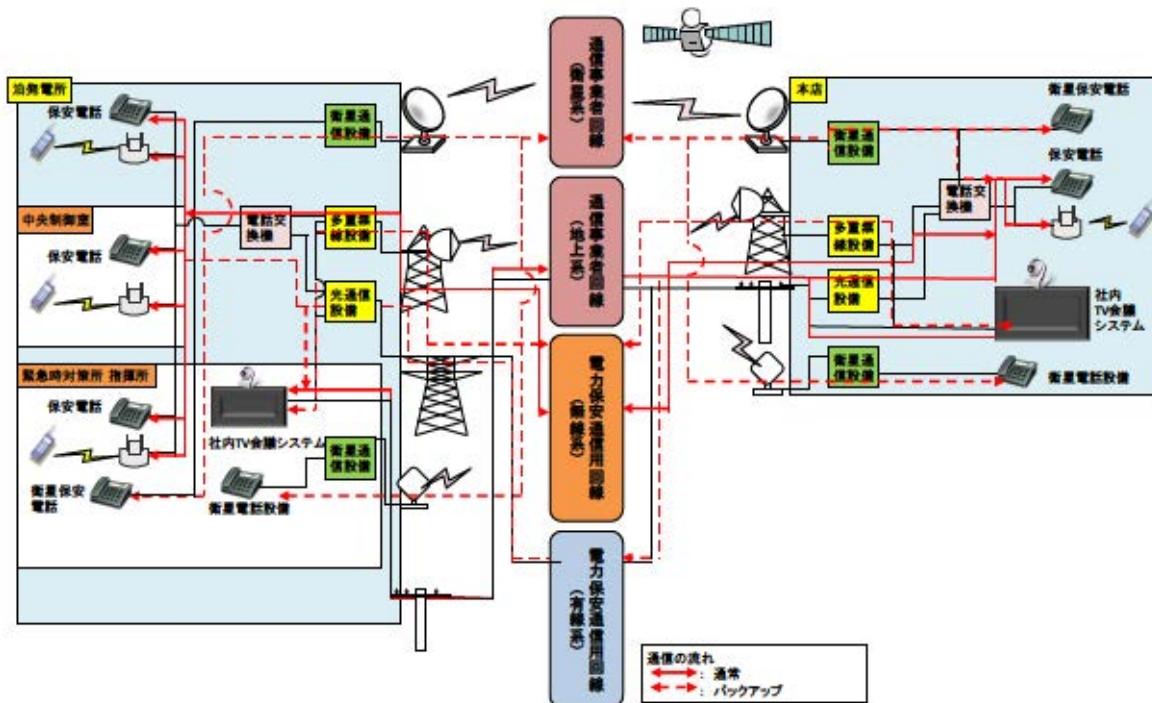


図3 通信設備（発電所外）の概要（社内関係箇所）



= D B

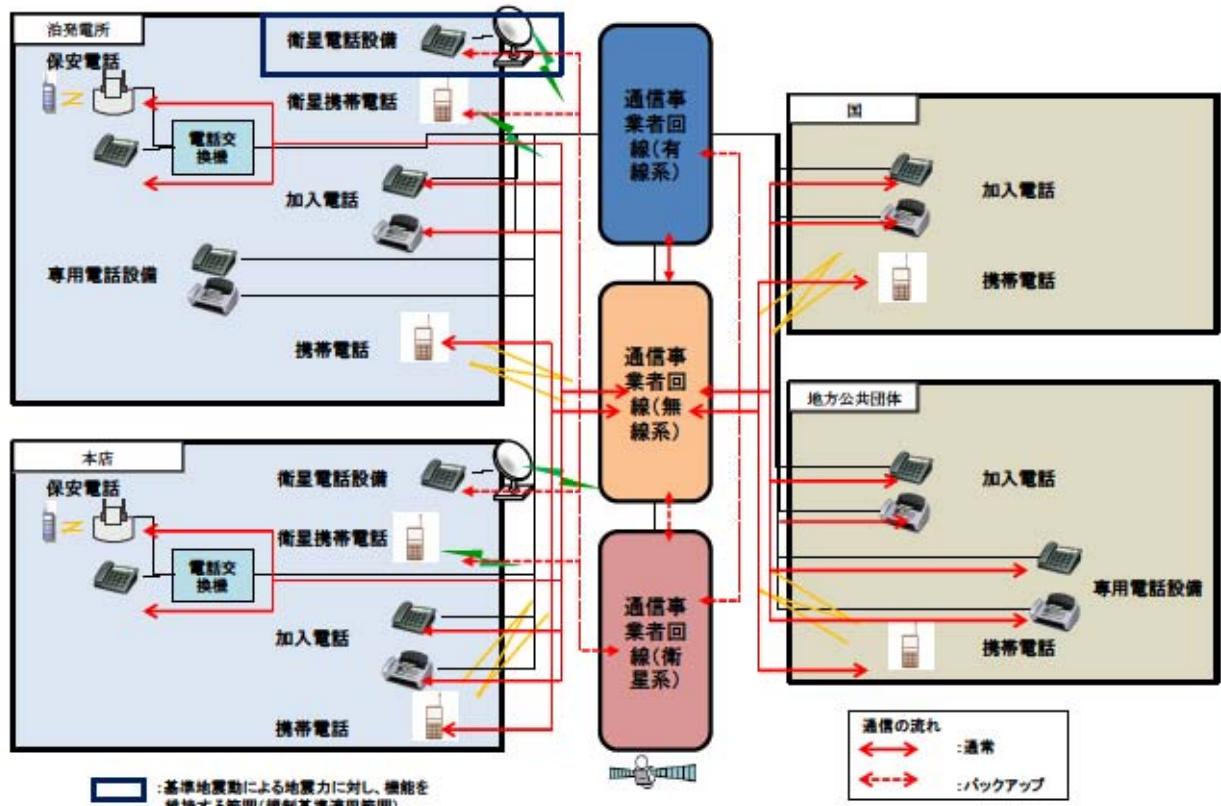


図4 通信設備（発電所外）の概要（社外関係箇所 1／2）

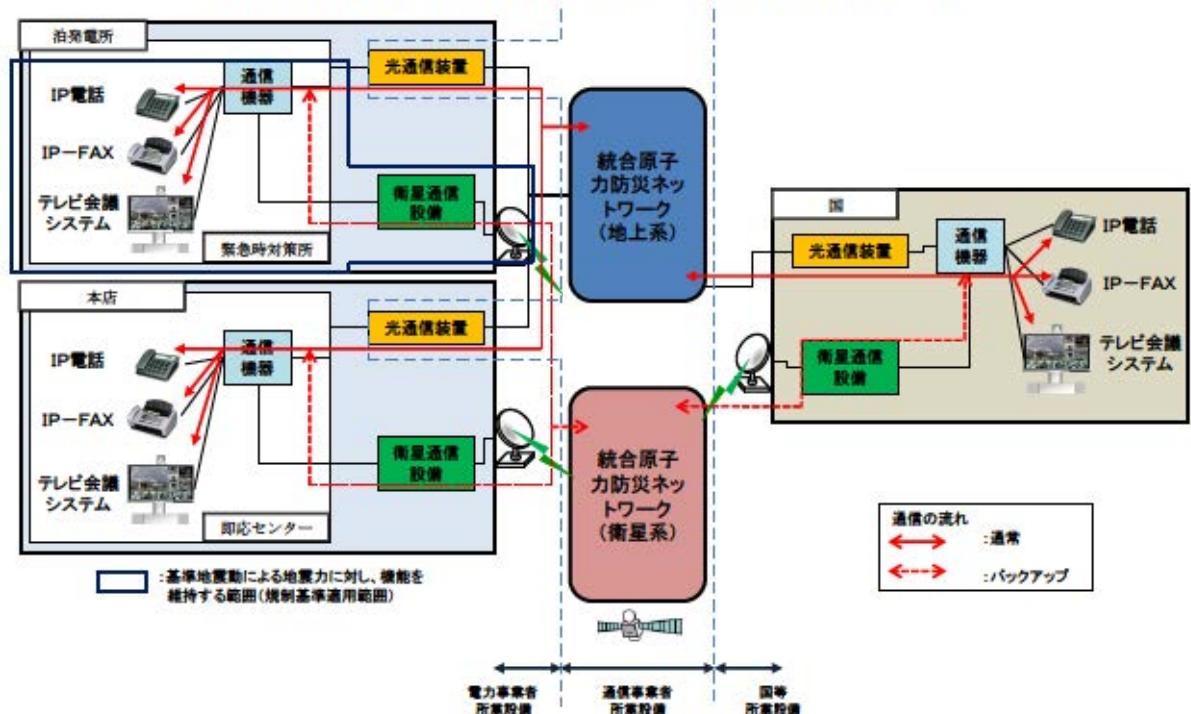
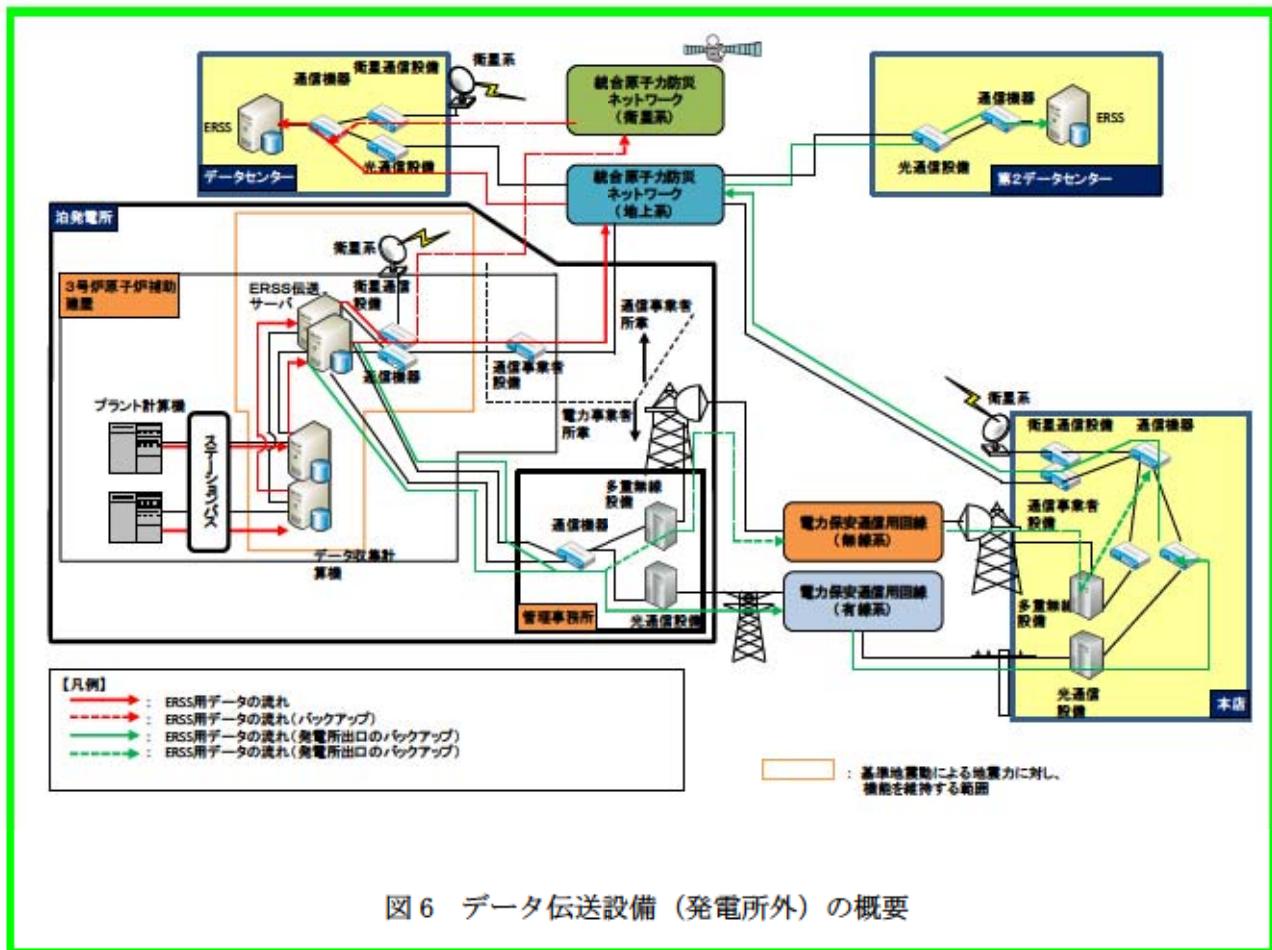


図5 通信設備（発電所外）の概要（社外関係箇所 2／2）

= D B



■ = D B

2.2 多様性を確保した専用通信回線

通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく使用できる。

設備ごとに接続する専用通信回線等について表1に記載し、概要を図7に示す。

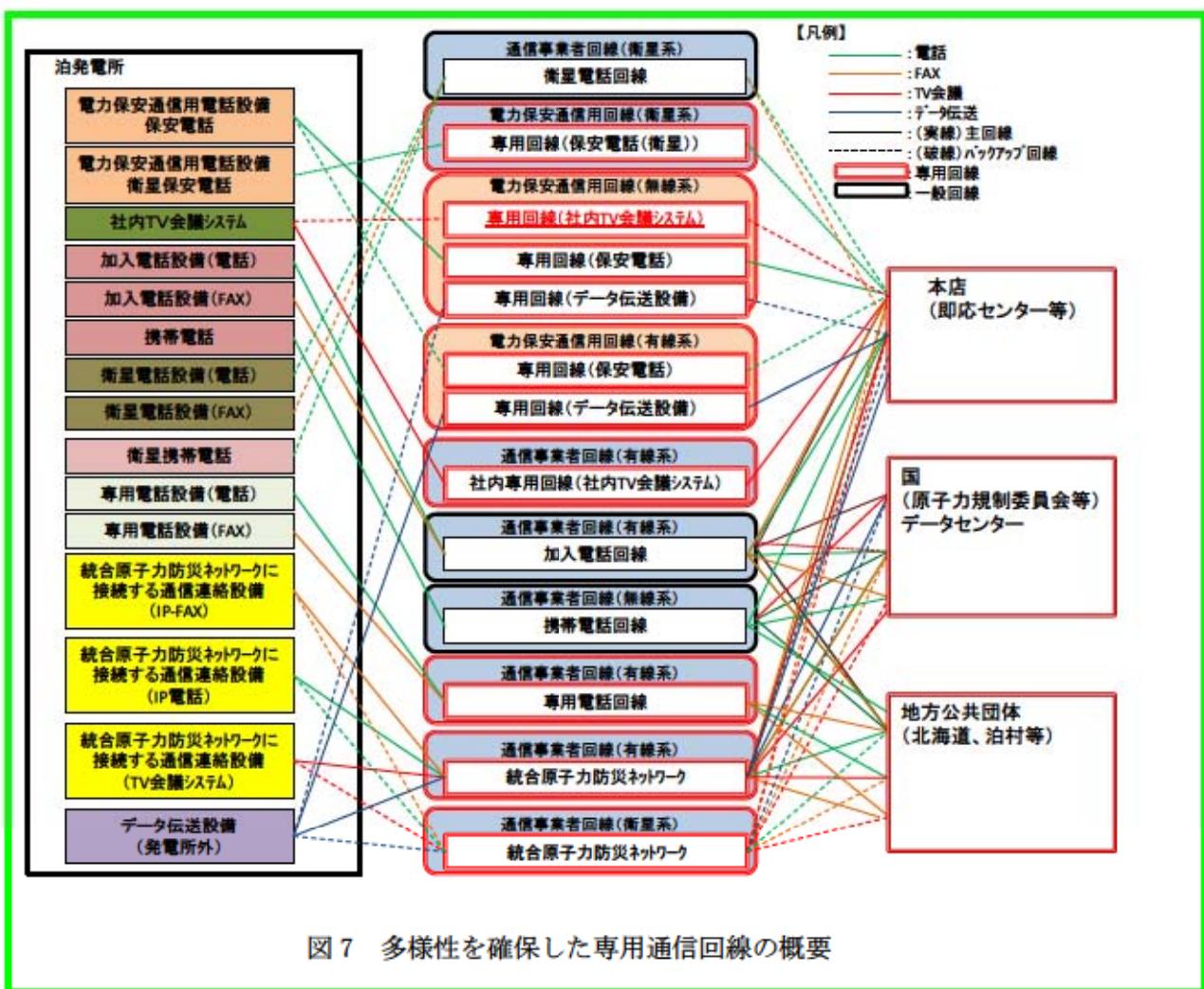
表1 多様性を確保した専用通信回線

主要設備	通信回線種別		専用	輻輳	必要容量	回線容量	
保安電話	電力保安通信用回線	有線系（光ケーブル）2方向	○	◎	〈無線系・有線系〉各 64kbps 64kbps × 12 回線	〈無線系〉 26Mbps 〈有線系〉 600Mbps	
		無線系（多重無線）2方向	○	◎			
衛星保安電話	通信事業者回線	衛星系	○	◎	32kbps	32kbps	
社内TV会議システム	通信事業者回線	有線系（光ケーブル）	○	◎	6Mbps	100Mbps	
	電力保安通信用回線	無線系（多重無線）	○	◎		26Mbps	
加入電話設備	通信事業者回線	有線系（メタルケーブル）	—	△	3台	—	
携帯電話	通信事業者回線	無線系	—	△	72台	—	
専用電話設備	固定電話 FAX	通信事業者回線	有線系（光ケーブル）	○	◎	896kbps 1Mbps	
衛星携帯電話	通信事業者回線	衛星系	—	○	各 2.4kbps	各 2.4kbps	
衛星電話設備	固定電話	通信事業者回線	衛星系	—	○	各 4kbps	
	FAX			—	○	各 64kbps	
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	通信事業者回線	有線系（光ケーブル）	○	◎	2.4Mbps + α^{**} TV会議：2,000kbps IP電話：400kbps IP-FAX： α^{**}	
	IP電話		衛星系	○	◎	210kbps TV会議：128kbps IP電話：32kbps IP-FAX：50kbps	
	IP-FAX	電力保安通信用回線	有線系（光ケーブル）2方向	○	◎	1.6kbps	384kbps
	データ伝送設備		無線系（多重無線）2方向	○	◎		64kbps
	データ収集計算機、E RSS 送信ナバ		通信事業者回線 (統合原子力防災ネットワーク)	○	◎		64kbps
			衛星系	○	◎		5Mbps
							384kbps

【凡例】◎：輻輳なし ○：輻輳の恐れが少ない △：一般回線に比べ制限されない ×：輻輳あり

*1：帯域優先度が低いため、5Mbpsまでの空き帯域で通信する。

= D B



= D B

2.3 通信連絡設備の電源及び代替電源設備

通信連絡設備の電源については、非常用所内電源又は無停電電源装置から給電可能としている。また、重大事故等対処設備の通信連絡設備（衛星電話等）は、代替電源設備（電池等を含む。）から給電可能としている。通信連絡設備の電源接続系統図を図8、9、10に示し、接続電源の一覧を表2及び表3に示す。

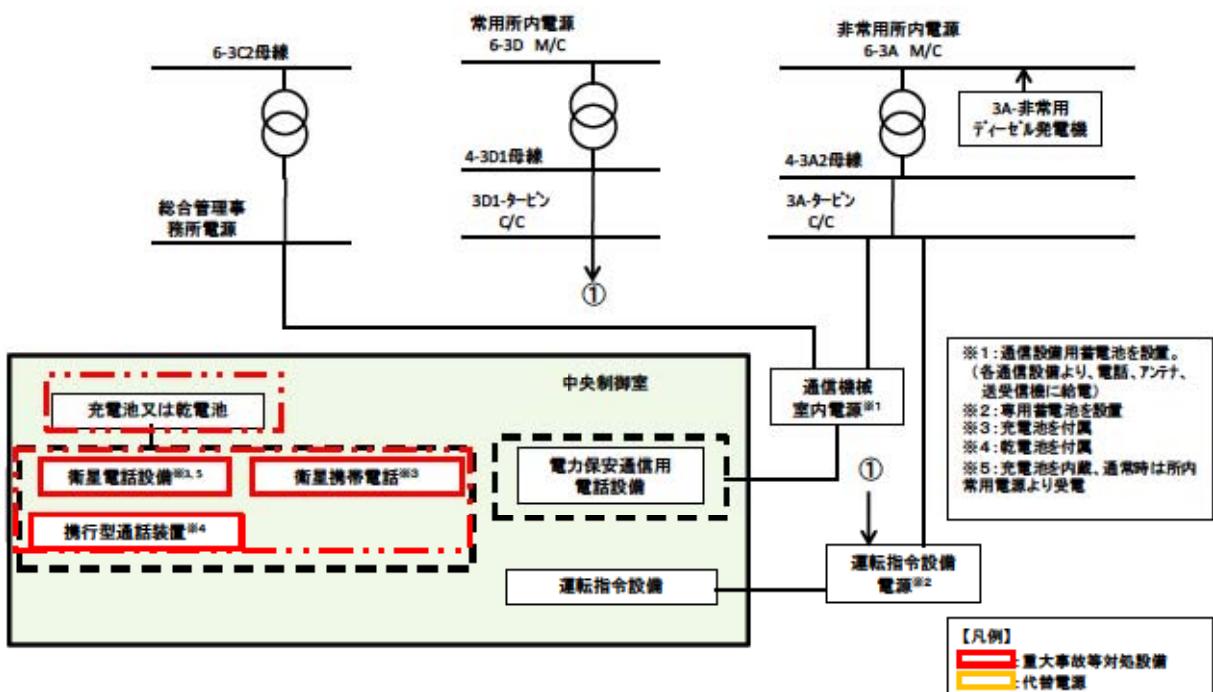


図8 通信連絡設備の電源及び代替電源設備系統図（1／3）

■ = D B
■ = S A

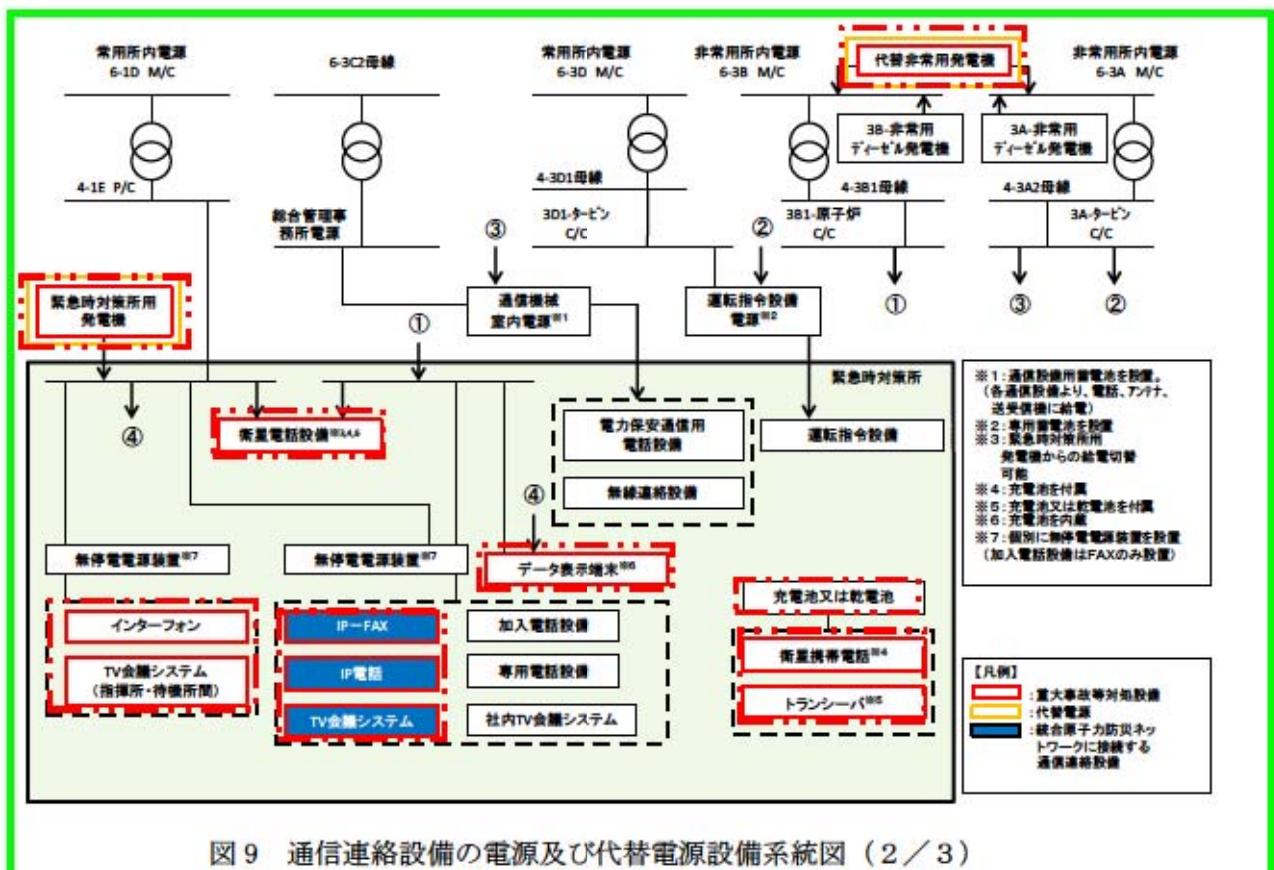


図 9 通信連絡設備の電源及び代替電源設備系統図 (2 / 3)

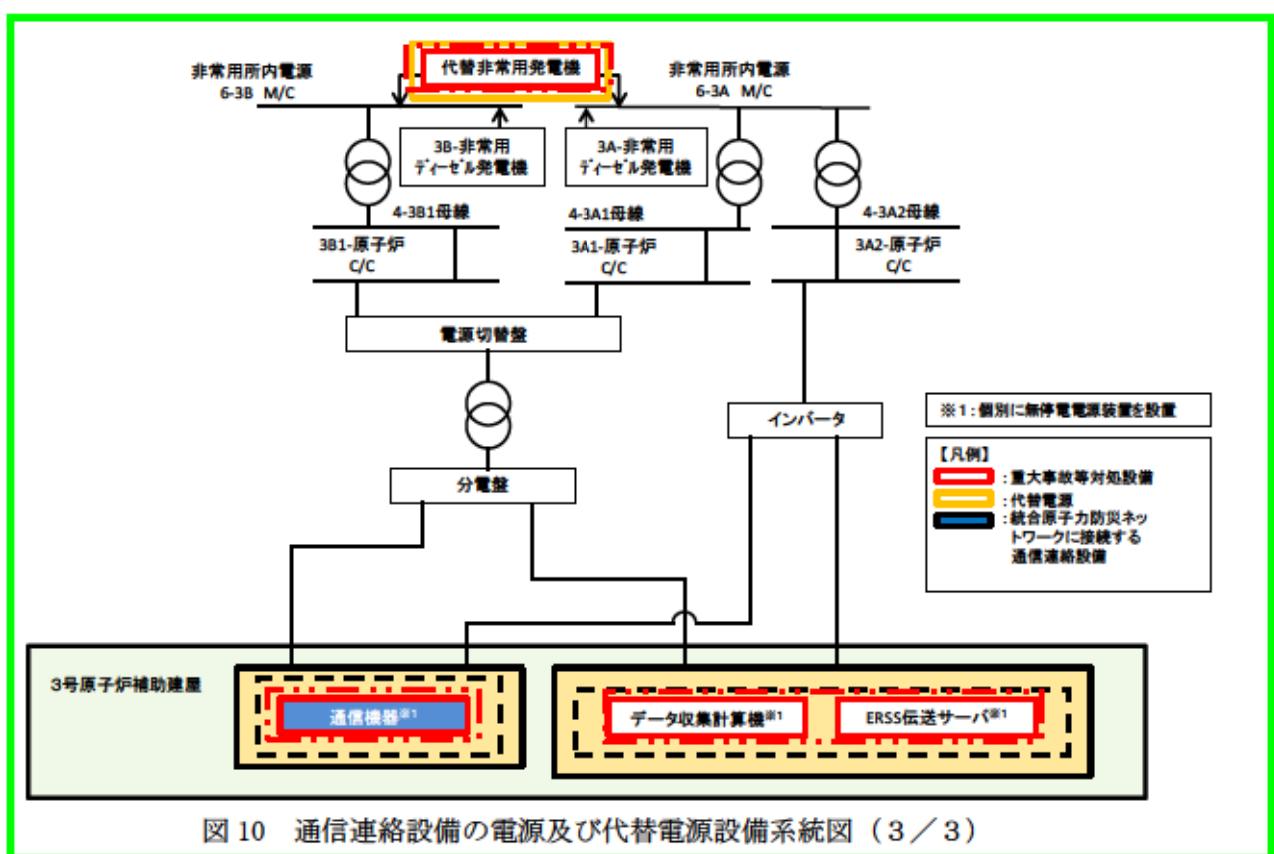


図 10 通信連絡設備の電源及び代替電源設備系統図 (3 / 3)

= D B
= S A

表2 通信連絡設備（発電所内）の電源及び代替電源設備一覧（1／2）

通信種別		主要設備	電源	代替電源設備
発電 所内用	所 内	運転指令設備	常用所内電源、非常用所内電源、専用蓄電池 ^{※3}	—
		電力保安通信用電話設備	固定：常用所内電源、非常用所内電源、通信用蓄電池 ^{※4} 携帯：常用所内電源、非常用所内電源、通信用蓄電池 ^{※4} 、 充電池 ^{※2}	—
		トランシーバ	充電池 ^{※2} または乾電池 ^{※1}	充電池 ^{※2} または乾電池 ^{※1}
		携行型通信装置	乾電池 ^{※1}	乾電池 ^{※1}
		衛星電話設備	常用所内電源、非常用所内電源、充電池 ^{※2}	代替非常用発電機 緊急時対策所用発電機 充電池 ^{※2}
		衛星携帯電話	充電池	充電池 ^{※2}
		無線通信装置	固定：常用所内電源、非常用所内電源、通信用蓄電池 ^{※5} 車載：放射能観測車の車用蓄電池	—
		テレビ会議システム（指揮 所・待機所間）	常用所内電源、無停電電源装置	緊急時対策所用発電機
		インターフォン	常用所内電源、無停電電源装置	緊急時対策所用発電機
		データ表示端末	常用所内電源、非常用所内電源、充電池	代替非常用発電機 緊急時対策所用発電機
データ伝送 設備（発電 所内）	所 内	データ収集計算機	非常用所内電源、無停電電源装置	代替非常用発電機

※1：発電所内に7日間連続して通話可能な数量の予備乾電池を配備する。

※2：充電池は、緊急時対策所用発電機または代替非常用発電機から充電可能であり、使用時間を延長できる。

※3：蓄電池にて約2時間使用可能。

※4：蓄電池にて約3.6時間使用可能。

 = D B
 = S A

表3 通信連絡設備の電源及び代替電源設備一覧（2／2）

通信種別	主要設備		電源	代替電源設備
発電所外用	加入電話設備	固定電話	不要（通信事業者交換機より給電）	なし
		FAX	常用所内電源、非常用所内電源、無停電電源装置	緊急時対策所用発電機 代替非常用発電機
	携帯電話		充電池	なし
	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定、携帯）	固定：常用所内電源、非常用所内電源、通信用蓄電池 ^{※2} 携帯：常用所内電源、非常用所内電源、通信用蓄電池 ^{※2} 、充電池 ^{※1}	—
		衛星保安電話	常用所内電源、非常用所内電源、通信用蓄電池 ^{※2}	—
	専用電話設備	固定電話	常用所内電源、非常用所内電源、無停電電源装置	緊急時対策所用発電機 代替非常用発電機
		FAX		
	衛星電話設備	固定電話	常用所内電源、非常用所内電源、充電池 ^{※1}	緊急時対策所用発電機 代替非常用発電機
		FAX	常用所内電源、非常用所内電源、無停電電源装置	充電池 ^{※1}
	衛星携帯電話		充電池	充電池 ^{※1}
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	IP電話	常用所内電源、非常用所内電源、無停電電源装置	緊急時対策所用発電機 代替非常用発電機
		IP-FAX		
		社内TV会議システム	常用所内電源、非常用所内電源、無停電電源装置	緊急時対策所用発電機 代替非常用発電機
	無線通信装置		固定：常用所内電源、非常用所内電源、通信用蓄電池 ^{※2} 車載：放射能観測車の車用蓄電池	—
データ伝送設備	ERSS伝送サーバ		非常用所内電源、無停電電源装置	代替非常用発電機
	データ収集計算機		非常用所内電源、無停電電源装置	代替非常用発電機

※1：充電池は、緊急時対策所用発電機または代替非常用発電機から充電可能であり、使用時間を延長できる。

※2：蓄電池にて約3.6時間使用可能。

 = D B
 = S A

2.4 緊急時対策所の通信連絡設備及びデータ表示端末に係る耐震性

緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に設置する通信連絡設備については、基準地震動による地震力に対し、機能を維持するため、設置する机等の転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を講じる。

また、緊急時対策所指揮所のデータ表示端末に係る機能及び緊急時対策支援システム（E RSS）等へデータを伝送するための機能に関しては、データ収集計算機及びE RSS伝送サーバを含め、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しないように耐震性を確保する設計としている。

概要を図11、12に示す。（データ表示端末については、「第34条 緊急時対策所」にて整理する。）

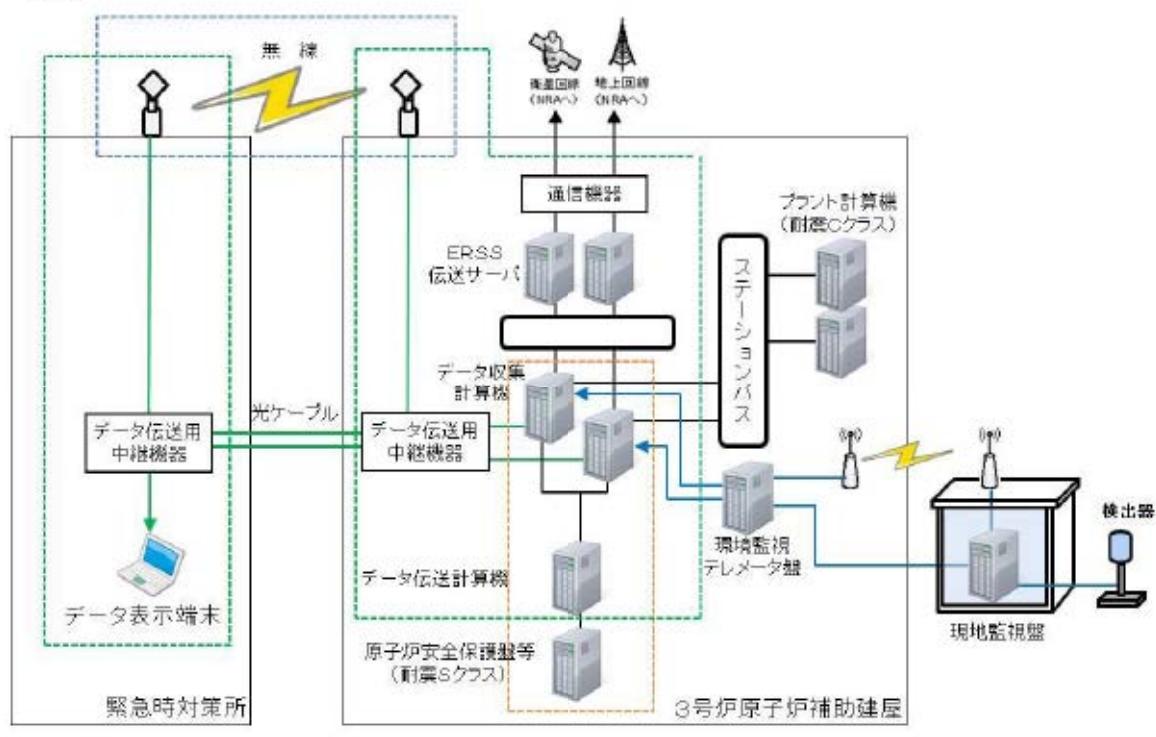


図 11 緊急時対策所のデータ表示概要図

□ = S A

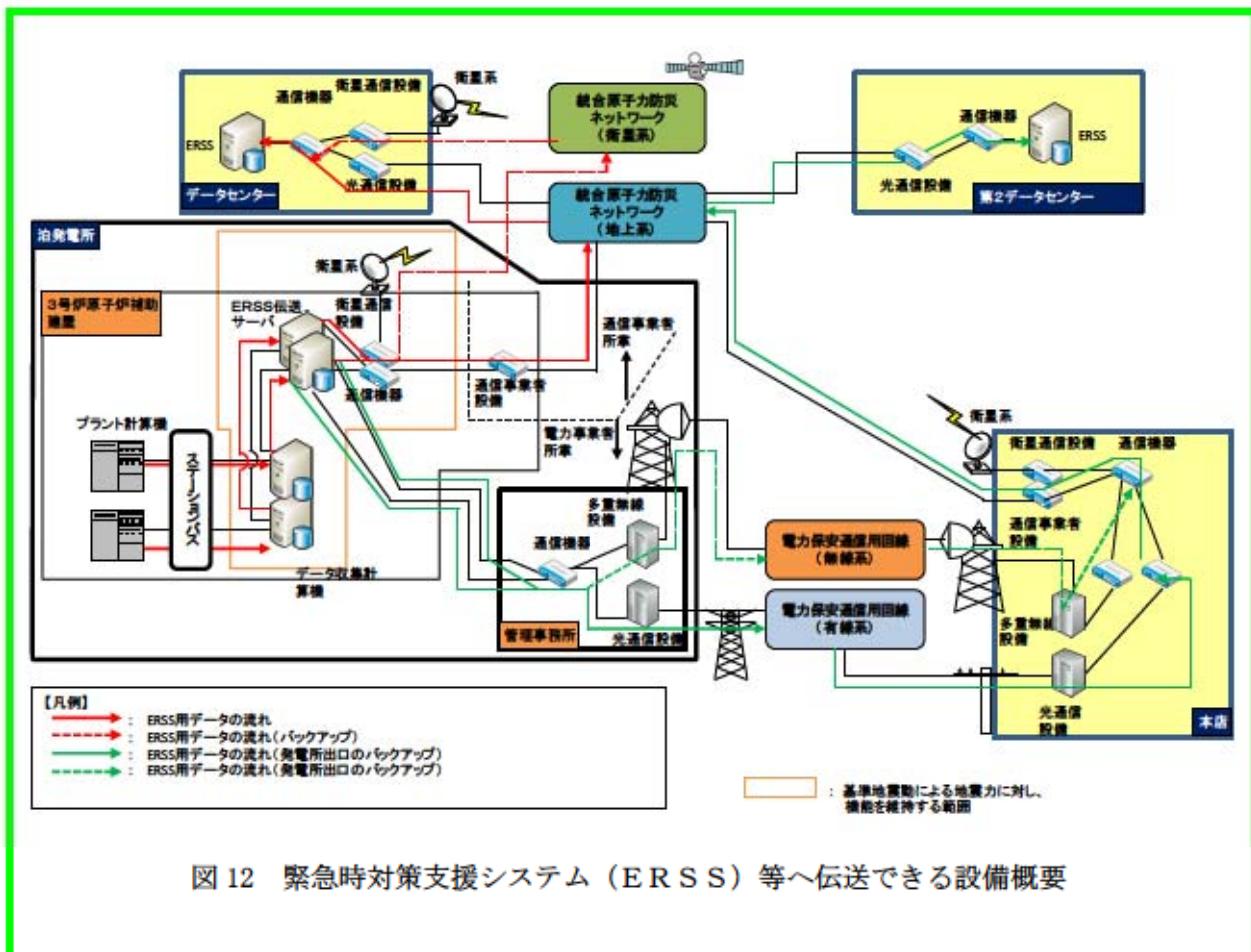


図 12 緊急時対策支援システム（E R S S）等へ伝送できる設備概要

□ = D B

参考1 通信連絡設備の一覧

発電所内外の必要な箇所と通信連絡するための設備について、設備場所、台数等を表1、2に記載する。

表1 通信連絡設備の設置（保管）台数及び場所（1／2）

主要設備	台数・設置（保管）場所		新規制要求	写真
	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備		
警報装置	運転指令設備 1式	多様性拡張設備	○	
	運転指令設備 192台 ・3号機 現場 186台 ・中央制御室 4台 ・緊急時対策所 2台	多様性拡張設備	○	 ハンドセットスピーカー
通信設備（所内）	電力保安通信用電話設備 保安電話（固定） ^(注1) 約400台（泊発電所内） 保安電話（携帯） ^(注1) 約1,600台（泊発電所内） 充電器：約1,600台	多様性拡張設備	○	 保安電話（固定） 保安電話（携帯）
	衛星電話設備 固定電話 4台 ^(注1) ・緊急時対策所 3台 ・中央制御室 1台	固定電話 4台 ^(注1,2) ・緊急時対策所 3台 ・中央制御室 1台	○	
	衛星携帯電話 29台 ^(注1) ・中央制御室 2台 ・緊急時対策所 15台 ・消防車庫、守衛所など 12台 充電器 29台	12台（予備6台含む） ^(注2) ・中央制御室 2台 ・緊急時対策所 10台 充電器 12台 予備充電池 12個	○	
	携行型通話装置 24台（予備12台含む） ・中央制御室 12台 ・中央制御室付近 12台 通話装置用ケーブル 28台 ・中央制御室付近 28台	携行型通話装置 ^(注2) 24台（予備12台含む） ・中央制御室 12台 ・中央制御室付近 12台 通話装置用ケーブル 28台 ・中央制御室付近 28台	○	 携行型通話装置 通話装置用ケーブル
	トランシーバー 9台 ・消防車庫 7台 ・総合管理事務所 2台 充電器 9台	16台 ・緊急時対策所 4台 （予備2台含む） ・現場 12台 （予備8台含む） 充電器 12台 予備充電池 12個	○	 トランシーバー
	無線通話装置 2台 ・放射能観測車 1台 ・緊急時対策所 1台	多様性拡張設備	○	
	インターフォン —	2台 ・緊急時対策所（指揮所） 1台 ・緊急時対策所（待機所） 1台	○	
	テレビ会議システム (指揮所・待機所間) —	2台 ・緊急時対策所（指揮所） 1台 ・緊急時対策所（待機所） 1台	○	

(注1) : 発電所内と発電所外で共用

(注2) : 設計基準事故時及び重大事故等時とともに使用する。

 = D B

 = S A

表2 通信連絡設備の設置（保管）台数及び場所（2／2）

主要設備	台数(保管)場所		連絡先		新規制要求		写真
	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	社内	社外	既存	新規	
通信設備（所外）	加入電話設備 固定電話 2台 ・緊急時対策所:2台 FAX 1台 ・緊急時対策所:1台	多様性拡張設備	○	○	○		固定電話 FAX
	携帯電話 72台 充電器 72台	多様性拡張設備	○		○		
	電力保安通信用電話設備 保安電話(固定) 約400台(発電所内) 保安電話(携帯) 約1,600台 (発電所内) 充電器 約1,600台 衛星保安電話 1台 ・緊急時対策所:1台	多様性拡張設備	○	○	○		保安電話(固定) (携帯) 衛星保安電話
	衛星電話設備 固定電話 4台 ^(注1) ・緊急時対策所:3台 ・中央制御室:1台 FAX 1台 ・緊急時対策所:1台	固定電話 4台 ^(注1) ・緊急時対策所:3台 ・中央制御室:1台 FAX 1台 ・緊急時対策所:1台	○	○	○		固定電話 FAX
	衛星携帯電話 29台 ^(注1) ・中央制御室 2台 ・緊急時対策所 21台 ・消防車庫、守衛所など 12台 充電器 29台	多様性拡張設備	○	○		○	
	社内TV会議システム 1台 ・緊急時対策所:1台	多様性拡張設備	○		○		
	専用電話設備 電話 8台 ・緊急時対策所:7台 ・中央制御室:1台 FAX 7台 ・緊急時対策所:7台	多様性拡張設備			○		電話、FAX
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 TV会議システム 1台 ・緊急時対策所:1台 IP電話 6台 ・緊急時対策所:6台 (地上系4台、衛星系2台) IP-FAX 3台 ・緊急時対策所:3台	TV会議システム 1台 ^(注2) ・緊急時対策所:1台 IP電話 6台 ^(注2) ・緊急時対策所:6台 (地上系4台、衛星系2台) IP-FAX 3台 ^(注2) ・緊急時対策所:3台	○	○		○	TV会議システム IP電話(地上) IP電話(衛星) IP-FAX
データ伝送設備	データ表示端末 4台 (予備3台を含む) ・緊急時対策所	4台 ^(注2) (予備3台を含む) ・緊急時対策所			○		
	データ収集計算機 1式 ・原子炉補助建屋	1式 ^(注1, 2) ・原子炉補助建屋			○		
	ERSS伝送サーバ 1式 ・原子炉補助建屋	1式 ^(注2) ・原子炉補助建屋			○		

(注1) : 発電所内と発電所外で共用

(注2) : 設計基準事故時及び重大事故等時とともに使用する。

= D B

= S A

参考2 機能ごとに必要な通信連絡設備

発電所内での「避難の指示」や「操作、作業の連絡」、発電所外への「通報、連絡等」に必要な通信連絡設備の種類、台数等について、通信連絡が必要な場所ごとに整理した指揮系統を図1、2、3、4に示す。

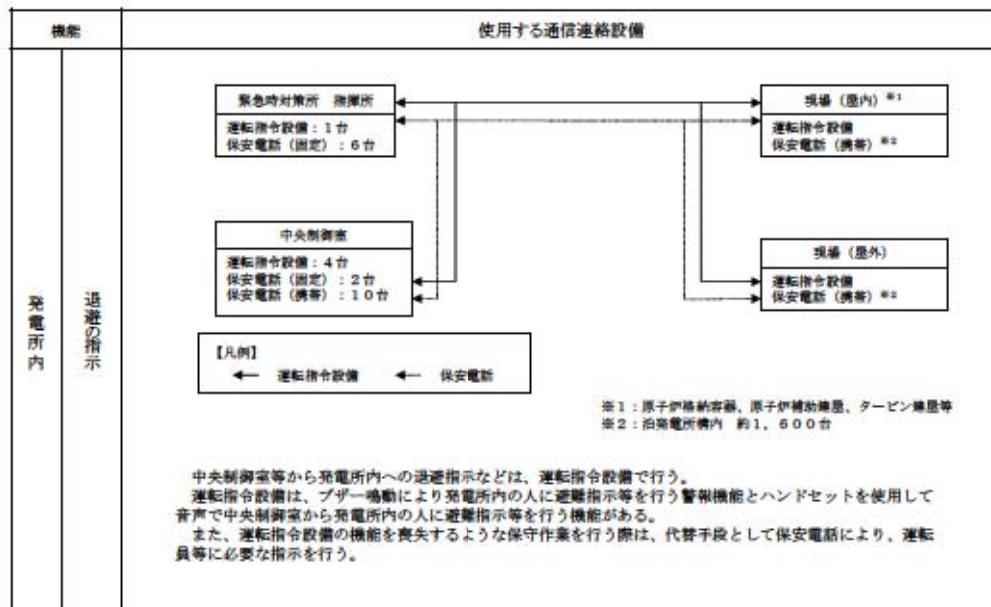


図1 「避難の指示」における指揮系統図

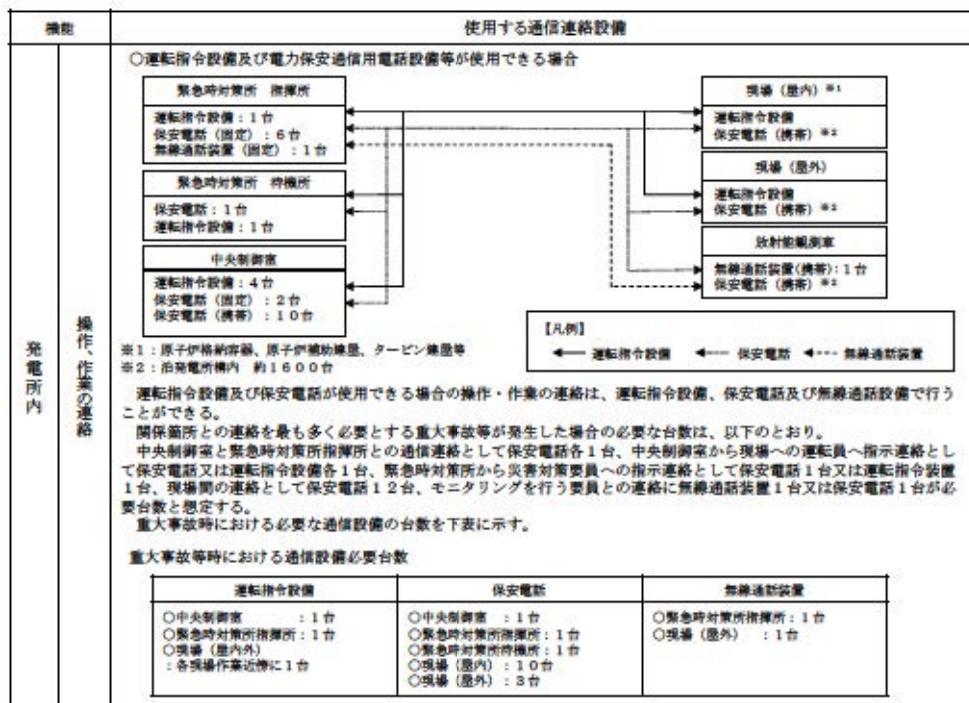


図2 「操作、作業の連絡」における指揮系統図 (1/2)

= D B

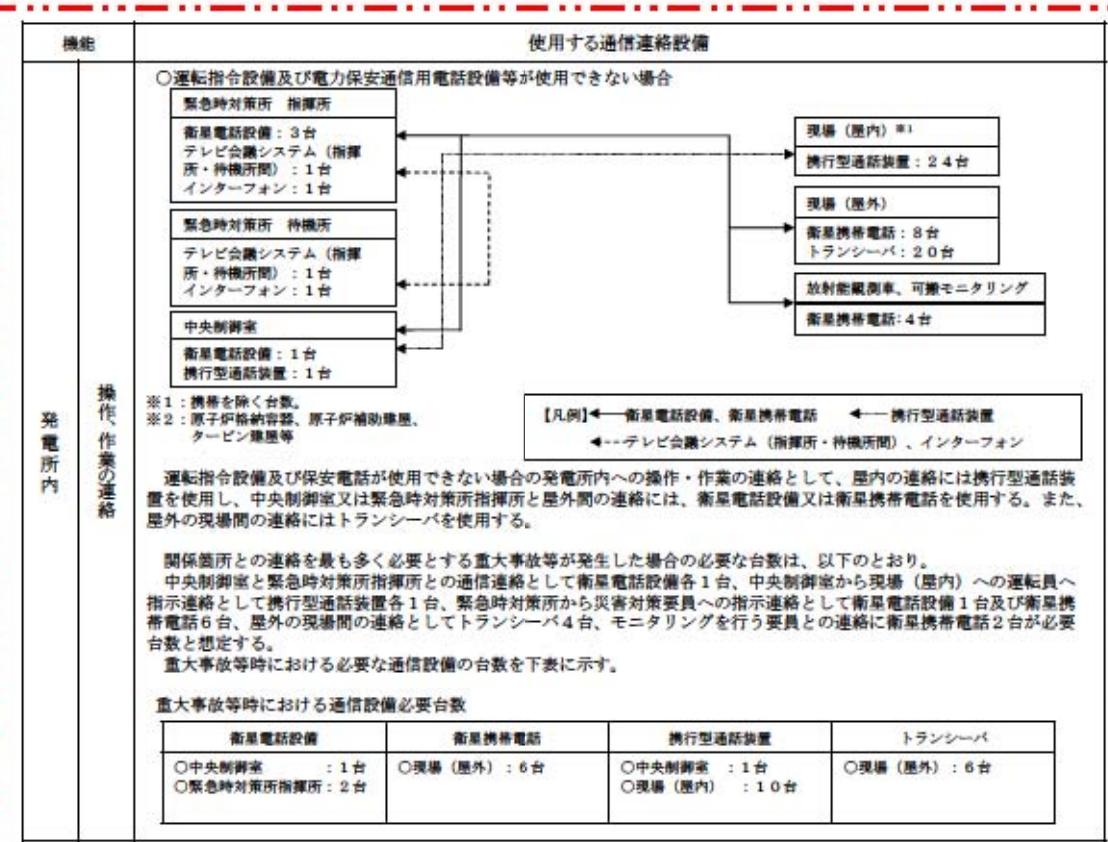


図3 「操作、作業の連絡」における指揮系統図（2／2）

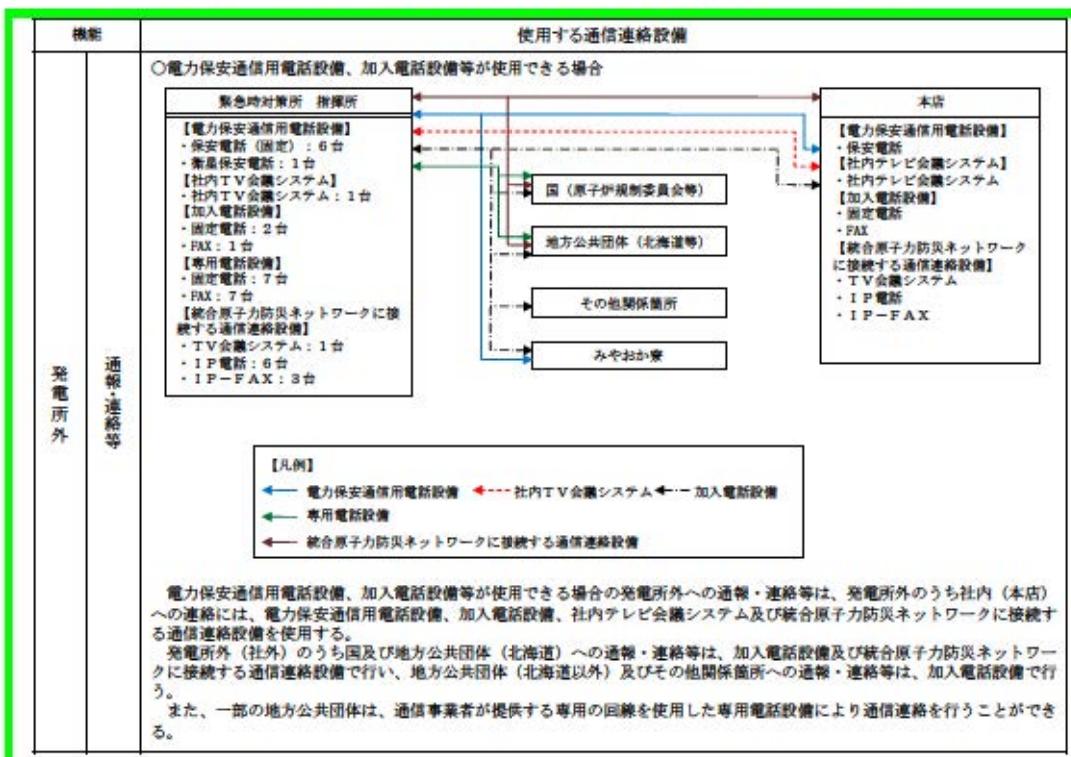


図4 「通報、連絡等」における指揮系統図

= D B
 = S A

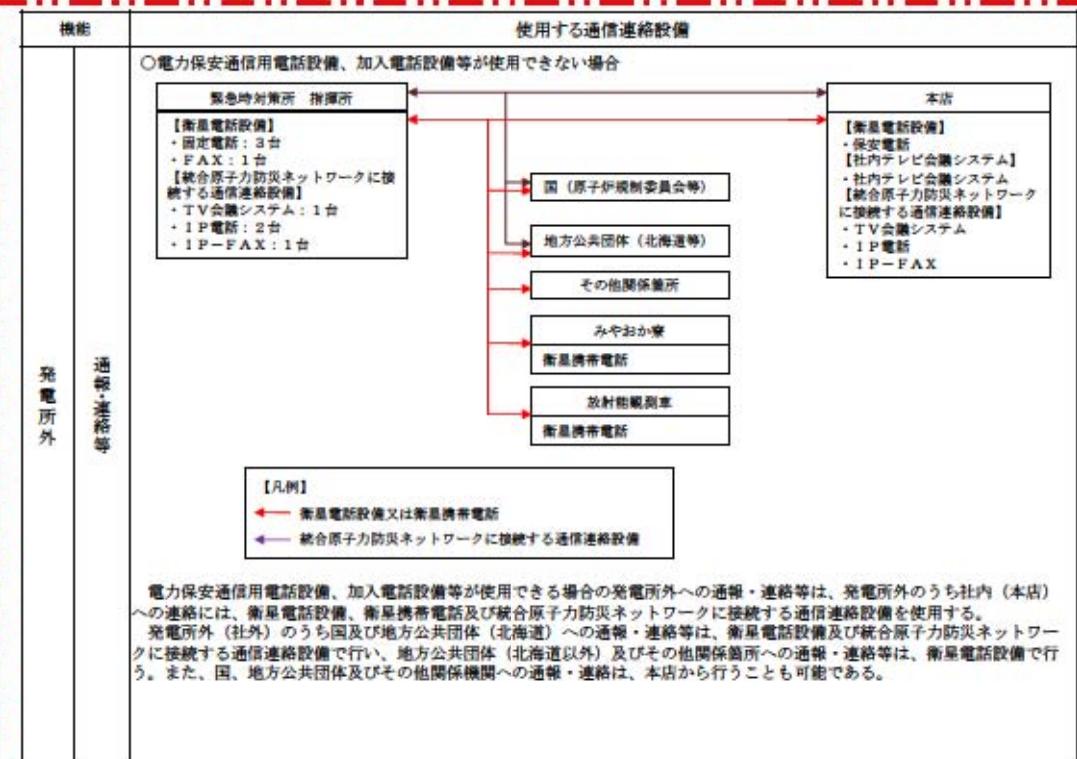


図5 「通報、連絡等」における指揮系統図

= S A

なお、協力会社を含めた通信連絡の整理については、以下のとおり。

＜協力会社を含めた通信連絡の整理＞

発電所の運営にあたっては、普段より当社と協力会社が一体となって運営してきており、協力会社においてもマイプラント意識に根ざした同様の価値観を持って取り組んでいただいているところである。

従って、事故等が発生した際ににおいても、協力会社と事前に覚書を結んでおり、その中で当社からの要請を受けるための連絡体制を構築していただき、設備所管箇所から設備の修理・復旧活動への協力要請を行い、一体となって対応しているところである。

重大事故発生時も同様の観点で協力会社も含めた体制で対応することとしており、事故発生当初の緊急時対応においては発電所内の災害対策本部要員、運転員、災害対策要員（協力会社含む）、および参集要員にて対応可能なように体制を整えている。

設備の修理・復旧活動等といった緊急時対応以降の事故対応においても、事故の状況に応じて協力会社と一緒に必要な体制を整備し、事故対応を計画・実施することとしている。

□ = D B

参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所

携行型通話装置は、中央制御室と各現場間に敷設している通信線を用いて通信連絡を行う。通信線（通常時）が使用出来ない場合は、中央制御室から通話装置用ケーブルを敷設し通信連絡に用いる。

これらの装置については、操作マニュアルを作成しており、訓練において有効性を確認している。

最大通話可能距離は約10kmであり、通話装置用ケーブルを利用して、構内各所で使用可能である。また、通話装置用ケーブルについては、水による影響を受けにくい材質であり、溢水時においても使用できる。

また、携行型通話装置ジャック箱については、地震起因による溢水の影響を受けない箇所に設置し、溢水時においても使用可能な設計とする。

携行型通話装置、通話装置用ケーブルを用いた中央制御室と現場との通信連絡概要について、図6に示す。また、重大事故シーケンスで使用する通信連絡設備（携行型通話装置、トランシーバー等）の使用台数を表3、4、5に記載する。

例：3号炉における中央制御室と現場との通信連絡

作業内容	携行型 通話装置 使用台数	使用箇所 (操作時)	最高の中継点 からの距離	最高の中継点 からの中継点 からの距離	中継点設置地 からの使用距離	通話装置用 ケーブル
各操作時の 通信手順選択	1	中央制御室	中央制御室	約30m	—	—
主蒸気管路 緊急遮断操作	1	主蒸気管路	原子炉建屋内 主蒸気管路	約170m	約250m	100m×3台
非常用牛乳 支電準備及び受電 （主電源遮断時）	1	安全被服 貯蔵庫	原子炉建屋内 安全被服庫	約50m	約125m	100m×2台
代管供給装置 スプレイポンプ 試験操作	1	代管供給装置 スプレイポンプ エリア	原子炉建屋内 代管供給装置	約60m	約140m	100m×2台
アーノラス空気供給 設備ダンバ空気供給 操作及び手動開閉作	1	原子炉建屋	原子炉建屋内 アーノラス空気供給 設備ダンバ空気供給	約200m	約180m	100m×2台



携行型通話装置



通話装置用ケーブル

- 【凡例】
- : 通信線（常時設置）
 - : 通話装置用ケーブル（操作時敷設）
 - : 通話装置用ケーブル（必要時敷設）
 - : 通話装置用ケーブル
 - : 携行型通話装置
 - : 携行型通話装置ジャック箱

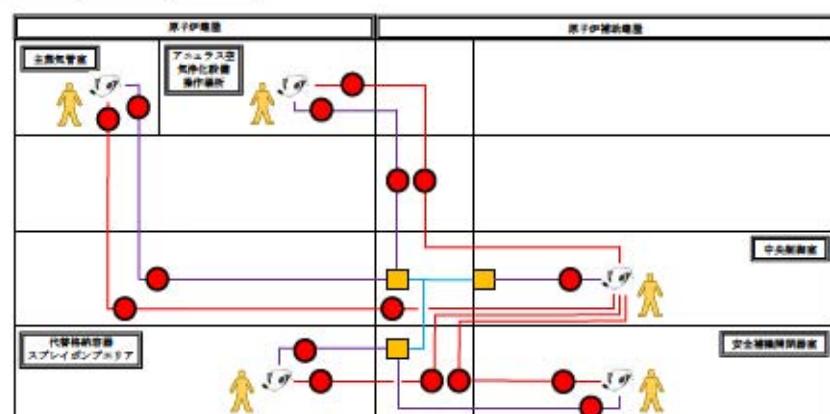


図6 3号炉における中央制御室と現場との通信連絡

= D B

= S A

表3 各重大事故シーケンスで使用する携行型通話装置の台数

事故シーケンスグループ	中央制御室	安全情報 監視室	代替操作音響 スプレイ・ビブ エリア	原子炉 操作室	原子炉建屋	主蒸気管室	使用済燃料 ピッカリア	補助給水 ポンプ室	合計
[伊丹操縦停止]									
① 2次冷却系からの洩熱機能喪失 (補助水流量喪失+補助給水機能喪失)	1	—	—	—	—	—	—	—	1
② 全文流動力電源喪失 (全文流動力電源喪失+原子炉停機作動機能喪失(RCPシールLOCA))	1	1	1	3	3	1	—	—	10
③ 全文流動力電源喪失 (全文流動力電源喪失+原子炉停機作動機能喪失(RCPシールLOCA/LI))	1	1	1	3	3	1	—	—	10
④ 原子炉停機作動機能喪失 (原子炉停機作動機能喪失+RCPシールLOCA)	1	—	1	2	3	1	—	—	8
⑤ 原子炉停機作動機能喪失 (RLOCA+低圧再循環機能喪失+格納容器スプレー機能喪失)	1	—	1	—	2	—	—	—	4
原子炉停機作動機能喪失 (低圧水流量喪失+原子炉停機作動(リップ失敗))	—	—	—	—	—	—	—	—	0
原子炉停機作動失敗 (原子炉停機作動失敗+リップ失敗)	—	—	—	—	—	—	—	—	0
ECCS低水流量喪失 (中やLOCA(4インチ破裂)+高圧注入機能喪失)	1	—	—	1	—	—	—	—	2
ECCS低水流量喪失 (中やLOCA(4インチ破裂)+高圧注入機能喪失)	1	—	—	1	—	—	—	—	2
ECCS低水流量喪失 (中やLOCA(4インチ破裂)+高圧注入機能喪失)	1	—	—	1	—	—	—	—	2
ECCS低水流量喪失 (RLOCA+高圧再循環機能喪失+低圧再循環機能喪失)	1	—	—	1	—	—	—	—	2
格納容器破裂 (4インチフェースシステムLOCA)	1	—	—	1	—	—	—	—	2
格納容器破裂 (高圧発生器位管破裂+接続部座水漏損失失)	1	—	—	1	—	—	—	—	2
[格納容器破損防止]									
⑥ 格納容器圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧保護) (RLOCA+ECCS低水流量喪失+格納容器スプレー機能喪失)	1	1	1	3	3	—	—	—	9
⑦ 格納容器圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧保護) (全文流動力電源喪失+補助給水機能喪失)	1	1	1	3	5	—	—	—	11
⑧ ⑥と同様						—			—
⑨ ⑥と同様						—			—
⑩ ⑥と同様						—			—
⑪ 水素発生	1	—	—	—	1	—	—	—	2
⑫ 水素発生 (原子炉内コック代用作用)	1	—	—	—	—	—	—	—	—
[GFPの燃料損傷防止]									
⑬ 想定事象1 (燃料溶融割合 \geq 冷却系及び補助水系の機能喪失)	1	—	—	—	—	—	1	—	2
⑭ 想定事象2 (燃料溶融割合 \geq 冷却系監査の確実)	1	—	—	—	—	—	1	—	2
[停止中の原子炉の燃料損傷防止]									
⑮ 無効熱伝導機能喪失(無効熱伝導系の故障による停止時冷却機能喪失) (セクションループ運転中の冷却系無効機能喪失)	1	—	1	—	2	—	—	—	4
⑯ 全文流動力電源喪失 (セクションループ運転中の全文流動力電源喪失+余熱排汽機能喪失)	1	1	1	3	2	—	—	—	8
⑰ 原子炉冷却材の喪失 (セクションループ運転中の原子炉冷却材喪失)	1	—	—	—	2	—	—	—	3
⑲ 過度の熱投入 (停止中の原子炉への熱火連入)	1	—	—	1	—	—	—	—	2

*中央制御室等へ現場用（中央制御室必要分含め）として24台保管しており、重大事故時においても対応できる。

□□□ = S A

表4 各重大事故シーケンスで使用する衛星携帯電話の台数

事故シーケンスグループ	屋外 (給水)	屋外 (給油)	合計
【伊丹損傷防止】			
① 2次冷却系からの餘熱機能喪失 (主給水流量喪失+補助給水機能喪失)	-	-	-
② 全交流動力電源喪失 (全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA)	1	1	2
③ 全交流動力電源喪失 (全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失(RCPシールLOCAなし))	1	1	2
④ 原子炉補機冷却機能喪失 (原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA)	1	1	2
⑤ 原子炉格納容器の餘熱機能喪失 (大LOCA+低圧再循環機能喪失+格納容器スプレイ機能喪失)	-	-	-
⑥ 原子炉停止機能喪失 (主給水流量喪失+原子炉停止機能喪失(トリップ失敗))	-	-	-
⑦ 原子炉停止機能喪失 (負荷喪失+原子炉停止機能喪失(トリップ失敗))	-	-	-
ECCS注水機能喪失 (中小LOCA(6インチ破断)+高圧注入機能喪失)	-	-	-
ECCS注水機能喪失 (中小LOCA(4インチ破断)+高圧注入機能喪失)	-	-	-
ECCS注水機能喪失 (中小LOCA(2インチ破断)+高圧注入機能喪失)	-	-	-
⑧ ECCS再循環機能喪失 (大LOCA+高圧再循環機能喪失+低圧再循環機能喪失)	-	-	-
⑨ 格納容器バイパス (インターフェイスシステムLOCA)	-	-	-
⑩ 格納容器バイパス (蒸気発生器伝熱管破損+破損側蒸気発生器隔離失敗)	-	-	-
【格納容器破損防止】			
⑪ 非燃氣圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧破損) (大LOCA+ECCS注水機能喪失+格納容器スプレイ機能喪失)	1	1	2
⑫ ⑪ (同様)	1	1	2
⑬ 高圧冷却物放出/格納容器非燃氣直接加熱 (全交流動力電源喪失+補助給水機能喪失)	1	1	2
⑭ ⑬ (同様)	1	1	2
⑮ 原子炉圧力容器外の冷凝燃料-冷却材相互作用 (大LOCA+ECCS注水機能喪失+格納容器スプレイ機能喪失)	1	1	2
⑯ 水素燃焼 (大LOCA+ECCS注水機能喪失)	-	-	-
⑰ ⑯ (同様)	1	1	2
【SFPの燃料損傷防止】			
⑲ 署定事故1 (使用済燃料ビット冷却系及び補給水系の機能喪失)	1	1	2
⑳ 署定事故2 (使用済燃料ビット冷却系配管の破断)	1	1	2
【停止中の原子炉の燃料損傷防止】			
㉑ 廉焼熱除去機能喪失(余熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失) (モッドループ運転中の余熱除去機能喪失)	-	-	-
㉒ 全交流動力電源喪失 (モッドループ運転中の全交流動力電源喪失+余熱除去機能喪失)	1	1	2
㉓ 原子炉冷却材の流出 (モッドループ運転中の原子炉冷却材流出)	-	-	-
㉔ 反応後の熱投入 (停止中の原子炉への給水投入)	-	-	-

※緊急時対策所に現場用として10台、中央制御室に現場用として2台保管しており、重大事故においても、対応できる。

= S A

表5 各重大事故シーケンスで使用するトランシーバの台数

事故シーケンスグループ	屋外 (給水)	屋外 (給油)	合計
【炉心損傷防止】			
① 2次冷却系からの餘熱機能喪失 (主水流流量喪失+補助給水機能喪失)	-	-	-
② 全交流動力電源喪失 (全交流動力電源喪失+原子炉補機市却機能喪失+RCPシールLOCA)	4	2	6
③ 全交流動力電源喪失 (全交流動力電源喪失+原子炉補機市却機能喪失(RCPシールLOCAなし))	4	2	6
④ 原子炉補機冷却機能喪失 (原子炉補機市却機能喪失+RCPシールLOCA)	4	2	6
⑤ 原子炉補機冷却機能喪失 (大LOCA+低圧再循環機能喪失+格納容器スプレイ機能喪失)	-	-	-
⑥ 原子炉停止機能喪失 (主水流流量喪失+原子炉停止機能喪失(トリップ失敗))	-	-	-
⑦ 原子炉停止機能喪失 (負荷喪失+原子炉停止機能喪失(トリップ失敗))	-	-	-
ECCS注水機能喪失 (中小LOCA(6インチ破裂)+高圧注入機能喪失)	-	-	-
ECCS注水機能喪失 (中小LOCA(4インチ破裂)+高圧注入機能喪失)	-	-	-
ECCS注水機能喪失 (中小LOCA(2インチ破裂)+高圧注入機能喪失)	-	-	-
⑧ ECCS再循環機能喪失 (大LOCA+高圧再循環機能喪失+低圧再循環機能喪失)	-	-	-
⑨ 格納容器バイパス (インターフェイスシステムLOCA)	-	-	-
⑩ 格納容器バイパス (蒸気発生器伝熱管破損+破損側蒸気発生器隔離失敗)	-	-	-
【格納容器破損防止】			
⑪ 露天気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧破損) (大LOCA+ECCS注水機能喪失+格納容器スプレイ機能喪失)	4	2	6
⑫ 露天気圧力・温度による静的負荷(格納容器過温破損) (全交流動力電源喪失+補助給水機能喪失)	4	2	6
⑬ ⑪と同様 高圧泄放物放出／格納容器露天気直接加熱 (全交流動力電源喪失+補助給水機能喪失)	4	2	6
⑭ ⑪と同様 原子炉方式容器外の冷却燃料一冷却材相互作用 (大LOCA+ECCS注水機能喪失+格納容器スプレイ機能喪失)	4	2	6
⑮ 水素燃焼 (大LOCA+ECCS注水機能喪失)	-	-	-
⑯ ⑪と同様 冷融炉心・コンクリート相互作用 (大LOCA+ECCS注水機能喪失+格納容器スプレイ機能喪失)	4	2	6
【SFPの燃料損傷防止】			
⑰ 想定事故1 (使用済燃料ピット冷却系及び補給水系の機能喪失)	2	2	4
⑱ 想定事故2 (使用済燃料ピット冷却系配管の破断)	2	2	4
【停止中の原子炉の燃料損傷防止】			
⑲ 組織熱除去機能喪失(余熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失) (ミッドループ運転中の余熱除去機能喪失)	-	-	-
⑳ 全交流動力電源喪失 (ミッドループ運転中の全交流動力電源喪失+余熱除去機能喪失)	4	2	6
㉑ 原子炉冷却材の流出 (ミッドループ運転中の原子炉冷却材流出)	-	-	-
㉒ 反応後の輸送入 (停止中の原子炉への挿入)	-	-	-

※現場に16台、緊急時対策所に4台保管しており、重大事故時においても対応できる。

□□□ = S A

参考4 緊急時対策所のデータ表示端末

緊急時対策所指揮所においては、データ表示端末から大型モニタに表示可能としている。大型モニタの設置位置を図7に示す。



【データ表示端末:1台(予備3台)】



【大型モニタ:1台(予備2台)】



図7 緊急時対策所 指揮所における配置図

□ = D B

参考5 データ収集計算機バックアップラインで確認できるパラメータリスト

緊急時対策所においては、重大事故等に対処するために必要な情報として、以下のプラントの状態確認に必要な主要なプラントパラメータをデータ表示端末にて確認することができる。（データ表示端末にて主要なバルブの開閉表示は確認可能）

データ収集計算機へのデータ入力については、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップラインを設置している。

バックアップラインは、原子炉安全保護盤等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介さずに直接データを収集することができ、ERSSへデータ伝送しているパラメータについては全てをバックアップ対象とする。

バックアップラインでは、データ収集計算機は国の緊急時対策支援システム(ERSS)へ伝送している主なパラメータ(ERSS伝送パラメータ)を収集するとともに、国の緊急時対策支援システム(ERSS)へ伝送しているパラメータ以外にも、格納容器の状態、燃料の状態、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止確認、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止の確認に必要なパラメータ(バックアップ対象パラメータ)を収集し、確認できる設計とする。

各プラントパラメータは、データ収集計算機に2週間分（1分周期）のデータが保存できる仕様となっている。なお、2週間分のデータは、データ表示端末で確認可能である。

また、2週間分よりも過去のデータを確認可能とするため、更にデータ収集計算機には3ヵ月分（1分周期）のデータを保存できる仕様としている。これらパラメータについては、緊急時対策所指揮所に設置しているデータ表示端末から外部媒体へ保存することが可能である。

なお、今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮し、余裕のあるデータ伝送容量を持つとともに表示機能の拡張性を考慮した設計とし、適宜、パラメータを追加及び表示することとする。

表6 バックアップできるパラメータリスト（1／5）

目的	対象パラメータ		データ収集 計算機入力	ERSSへ 伝送してい るパラメータ	バックアップ 対象パラメータ
炉心反応度 の状態確認	中性子源領域中性子束	中性子源領域中性子束	○	○	○
	中間領域中性子束	中間領域中性子束	○	○	○
	出力領域中性子束	出力領域中性子束	○	○	○
		出力領域中性子束（中間値）	○	○	○
炉心冷却 の状態確 認	ほう酸タンク水位	A一ほう酸タンク水位	○	—	○
		B一ほう酸タンク水位	○	—	○
	加圧器水位	加圧器水位	○	○	○
	1次冷却材圧力（広域）	1次冷却材圧力	○	○	○
	1次冷却材温度（広域－ 高温側、低温側）	Aループ1次冷却材高温側温度（広域）	○	○	○
		Bループ1次冷却材高温側温度（広域）	○	○	○

目的	対象パラメータ	データ収集 計算機入力	ERSSへ 伝送してい るパラメータ	バックアップ 対象パラメータ
	Cループ1次冷却材高温側温度(広域)	○	○	○
	Aループ1次冷却材低温側温度(広域)	○	—	○
	Bループ1次冷却材低温側温度(広域)	○	—	○
	Cループ1次冷却材低温側温度(広域)	○	—	○

 = D B

 = S A

表7 バックアップできるパラメータリスト (2/5)

目的	対象パラメータ	データ収集 計算機入力	E R S S へ 伝送してい るパラメータ	バックアップ 対象パラメータ
炉心冷却の 状態確認	主蒸気ライン圧力	A - 主蒸気ライン圧力	○	○
		B - 主蒸気ライン圧力	○	○
		C - 主蒸気ライン圧力	○	○
	高圧注入流量	A - 高圧注入ポンプ出口流量	○	○
		B - 高圧注入ポンプ出口流量	○	○
	低圧注入流量	余熱除去 A ライン流量	○	○
		余熱除去 B ライン流量	○	○
	燃料取替用水ピット水位	燃料取替用水ピット水位	○	○
	蒸気発生器水位 (広域)	A - 蒸気発生器水位 (広域)	○	○
		B - 蒸気発生器水位 (広域)	○	○
		C - 蒸気発生器水位 (広域)	○	○
	蒸気発生器水位 (狭域)	A - 蒸気発生器水位 (狭域)	○	-
		B - 蒸気発生器水位 (狭域)	○	-
		C - 蒸気発生器水位 (狭域)	○	-
	補助給水流量	A - 補助給水ライン流量	○	○
		B - 補助給水ライン流量	○	○
		C - 補助給水ライン流量	○	○
	補助給水ピット水位	補助給水ピット水位	○	-
	電源の状態 (ディーゼル発電機の運転状態)	6 - 3 A D G 遮断器	○	○
		6 - 3 B D G 遮断器	○	○
	所内母線電圧 (非常用)	6 - 3 A 母線電圧	○	○
		6 - 3 B 母線電圧	○	○
	サブクール度	サブクール度 (ループ)	○	○
		サブクール度 (T / C)	○	-
燃料の状態 確認	1 次冷却材圧力 (広域)	1 次冷却材圧力	○	○
	炉心出口温度	炉心出口最大温度	○	○
		炉心出口平均温度	○	○
	1 次冷却材温度 (広域 - 高温側、低温側)	A ループ 1 次冷却材高温側温度 (広域)	○	○
		B ループ 1 次冷却材高温側温度 (広域)	○	○
		C ループ 1 次冷却材高温側温度 (広域)	○	○

 = D B

 = S A

表8 バックアップできるパラメータリスト (3/5)

目的	対象パラメータ	データ収集 計算機入力	E R S S へ 伝送してい るパラメータ	バックアップ 対象パラメータ
燃料の状態 確認	1 次冷却材温度 (広域ー 高温側、低温側)	Aループ1次冷却材低温側温度 (広域) Bループ1次冷却材低温側温度 (広域) Cループ1次冷却材低温側温度 (広域)	○ ○ ○	— — —
	格納容器内高レンジエリアモニ タの指示	格納容器高レンジエリアモニタ (高レンジ) 格納容器高レンジエリアモニタ (低レンジ)	○ ○	○ ○
	原子炉格納容器圧力	格納容器圧力	○	○ ○
	格納容器圧力 (AM用)	格納容器圧力 (AM用)	○	— ○
格納容器の 状態確認	格納容器内温度	格納容器内温度	○	○ ○
	格納容器内水素濃度	格納容器内水素濃度	○	— ○
	格納容器水位	格納容器水位	○	— ○
	原子炉下部キャビティ水位	原子炉下部キャビティ水位	○	— ○
	アニュラス水素濃度 (可 搬型)	アニュラス水素濃度 (可搬型)	○	— ○
	格納容器再循環サンプ 水位 (広域)	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	○	○ ○
	格納容器再循環サンプ 水位 (狭域)	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	○	— ○
	格納容器スプレイ流量	A—格納容器スプレイ冷却器出口流量 B—格納容器スプレイ冷却器出口流量	○ ○	○ ○
	代替格納容器スプレーボンブ 出口積算流量	代替格納容器スプレーボンブ 出口積算流量	○	— ○
	B—格納容器スプレイ冷 却器出口積算流量 (AM 用)	B—格納容器スプレイ冷却器出口積算 流量 (AM用)	○	— ○
放射能隔離 の状態確認	格納容器内高レンジエリアモニ タの指示	格納容器高レンジエリアモニタ (高レンジ) 格納容器高レンジエリアモニタ (低レンジ)	○ ○	○ ○
	排気筒ガスマニタの指 示	排気筒ガスマニタ 排気筒高レンジガスマニタ (低レンジ) 排気筒高レンジガスマニタ (高レンジ)	○ ○ ○	○ ○ ○
	原子炉格納容器隔離の 状態	C/V隔離A (T信号)	○	○ ○
E C C S の 状態等	ECCS の状態 (高圧注入 系)	A—高圧注入ポンプ B—高圧注入ポンプ	○ ○	○ ○
	ECCS の状態 (低圧注入 系)	A—余熱除去ポンプ B—余熱除去ポンプ	○ ○	○ ○

□ = D B

■ = S A

表9 バックアップできるパラメータリスト(4/5)

目的	対象パラメータ	データ収集 計算機入力	ERSSへ 伝送してい るパラメータ	バックアップ 対象パラメータ
ECCSの 状態等	格納容器スプレイポンプの状態	A-格納容器スプレイポンプ B-格納容器スプレイポンプ	○ ○	○ ○
	ECCSの状態	ECCS作動	○	○
	原子炉補機冷却水サージタンク水位	原子炉補機冷却水サージタンク水位	○	-
	充てん流量	充てんライン流量	○	○
	原子炉容器水位	原子炉容器水位	○	○
使用済燃料 ピットの状 態確認	使用済燃料ピット水位 (AM用)	A-使用済燃料ピット水位 (AM用) B-使用済燃料ピット水位 (AM用)	○ ○	- ○
	使用済燃料ピット水位 (可搬型)	A-使用済燃料ピット水位 (可搬型) B-使用済燃料ピット水位 (可搬型)	○ ○	- ○
	使用済燃料ピット温度 (AM用)	A-使用済燃料ピット温度 (AM用) B-使用済燃料ピット温度 (AM用)	○ ○	- ○
	使用済燃料ピット周辺 の放射線量	使用済燃料ピットエリアモニタ 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ	○ ○	- ○
環境の状態 確認	モニタリングポスト及 びモニタリングステー ションの指示	モニタリングステーション空間放射線量率 モニタリングポスト1 空間放射線量率 モニタリングポスト2 空間放射線量率 モニタリングポスト3 空間放射線量率 モニタリングポスト4 空間放射線量率 モニタリングポスト5 空間放射線量率 モニタリングポスト6 空間放射線量率 モニタリングポスト7 空間放射線量率	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
				-※1
				-※1
				-※1
				-※1
				-※1
				-※1
				-※1
	気象情報	風向 (C点)	○	○
		風速 (C点)	○	○
		大気安定度	○	○

□ = D B

□□ = S A

表 10 バックアップできるパラメータリスト (5/5)

目的	対象パラメータ	データ収集 計算機入力	E RSSへ 伝送してい るパラメータ	バックアップ 対象パラメータ
その他	主給水ライン流量	A-主給水ライン流量	○	○
		B-主給水ライン流量	○	○
		C-主給水ライン流量	○	○
	原子炉トリップの状態	制御棒状態	○	○
	S/G 細管漏えい監視	復水器排気ガスモニタ	○	○
		蒸気発生器プローダウン水モニタ	○	○
	格納容器ガスモニタの指示	格納容器ガスモニタ	○	○
	放水口の放射線	放水口ポスト	○	○
水素爆発による破損防 止	格納容器水素イグナイタ温度	○	—	○
		原子炉格納容器水素処理装置温度	○	○

※1 : 「環境の状態確認」のパラメータはプラント共通設備のパラメータであり、号機ごとに設置しているプラント計算機への入力は行わず、直接データ収集計算機へデータ入力している。
 なお、「環境の状態確認」のパラメータについては、可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備からの無線伝送により緊急時対策所にて確認可能である。

 = D B

 = S A

なお、弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方は以下のとおり。

<弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方>

通常、弁の開閉やポンプの動作などの系統状態は、中央制御室のプラント計算機などで監視している。データ収集計算機はプラント計算機と通信回線により接続されているため、中央制御室外でも弁の開閉状態やポンプの起動状態などを把握することができる。

また、プラント計算機の機能喪失に備えて、重要なパラメータについては、データ収集計算機に直接入力できる伝送ラインを構築しており、これらのパラメータを監視することで、系統の動作状態を把握することができ、更に、必要に応じて現場確認等を行うことで、弁の開閉状態やポンプの起動状態を確認又は推定できる。

プラント計算機機能喪失時の監視画面の概要を図8に示す。

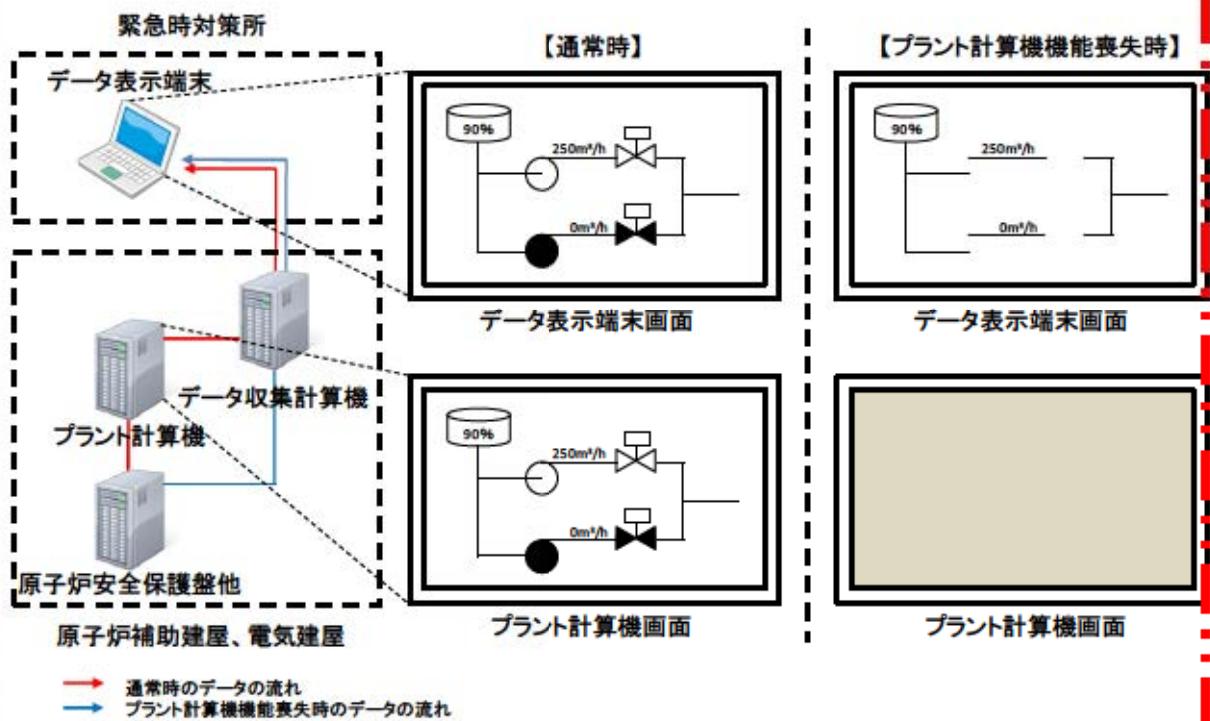


図8 プラント計算機機能喪失時の監視画面の概要図

= D B
 = S A

参考 6 緊急時対策所の通信連絡設備電源

緊急時対策所における通信連絡設備については、SBO発生時においても衛星電話設備用充電池、端末設備用無停電電源装置、データ表示端末用充電池より給電されているため、必要な通信連絡機能を維持できる。

また、通信連絡設備は無停電電源装置の蓄電池等が枯渋するまでに、緊急時対策所用発電機を起動、接続することで、継続して通信連絡機能を継続できる。

仮に、緊急時対策所用発電機が不具合等で起動できない場合でも、バックアップ用の緊急時対策所用発電機により、継続して通信連絡機能を継続できる。

緊急時対策所の通信連絡設備の電源を説明したタイムチャートを図9に、緊急時対策所用発電機の給油が必要となるタイミングを説明したタイムチャートを図10に示す。又、衛星電話用無停電電源装置等に接続する通信連絡設備の蓄電池耐量時間を表11に記載する。

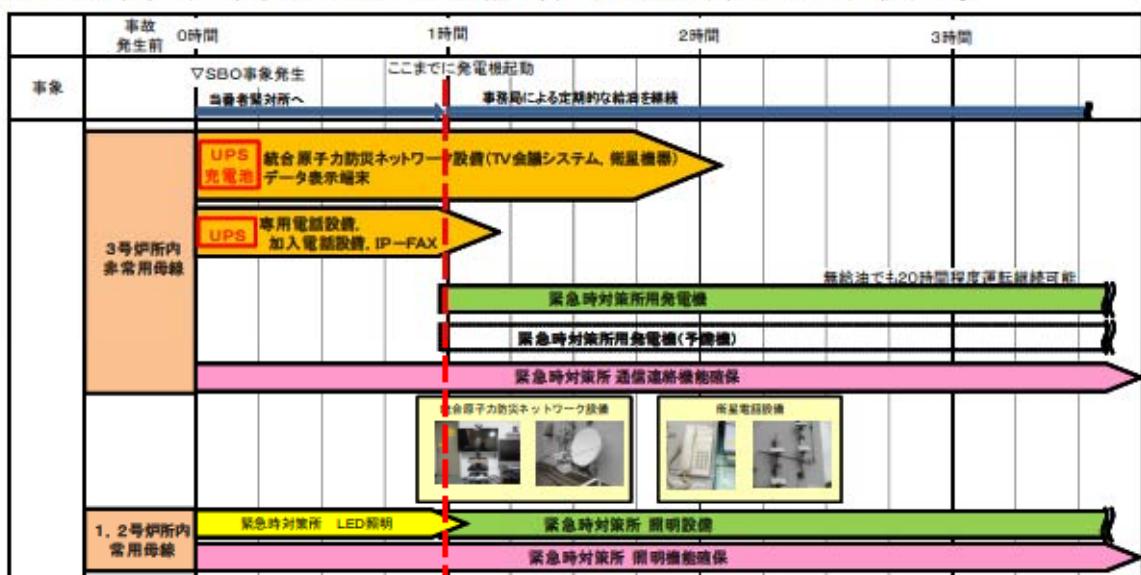


図 9 通信連絡設備における電源のタイムチャート

= SA

日数	事故前	0	1	2	3	4	5	6	7
事象		▼災害発生 希ガス よう素等	▼C/V 破損						
		10 hr							
		給油不可期間							
電源設備 及び 給油時期		▼給油	▼給油	▼給油	▼給油	▼給油	▼給油	▼給油	▼給油
	常用電源	指揮所側発電機 予備機運転							
	常用電源	▼給油	▼給油	▼給油	▼給油	▼給油	▼給油	▼給油	▼給油
		待機所側発電機 予備機運転							

図 10 緊急時対策所用発電機の給油が必要となるタイムチャート

表 11 衛星電話設備等の各端末用無停電電源装置等の蓄電池耐量時間

衛星電話設備用 充電池	負荷	合計負荷容量	電源定格出力	充電池耐量時間
衛星電話設備(電話) (60W×3台)	各60W	各60W	各60W	2時間以上
端末設備用(FAX用) 無停電電源装置	負荷	合計負荷容量	電源定格出力	充電池耐量時間
統合原子力防災ネットワーク(IP-FAX) (72W×3台)	各72W	216W	各980W	2時間以上
衛星電話設備(FAX) (28W×1台)	28W	28W		
端末設備用(電話用) 無停電電源装置	負荷	合計負荷容量	電源定格出力	充電池耐量時間
統合原子力防災ネットワーク(IP電話) (205W×1式)	205W	205W	1200W	2時間以上
端末設備用(TV会議用) 無停電電源装置	負荷	合計負荷容量	電源定格出力	充電池耐量時間
統合原子力防災ネットワーク(TV会議システム) (385W×1式)	385W	385W	1200W	2時間以上
データ表示端末用 充電池	負荷	合計負荷容量	電源定格出力	充電池耐量時間
データ表示端末 (64W×2台)	各64W	各64W	各64W	2時間以上

□ □ □ = S A

参考7 加入電話システムの構成

加入電話については、通信事業者から電源が給電されるため、発電所内の電源に依存しない仕様となっている。

加入電話システムの構成概要を図11に示す。

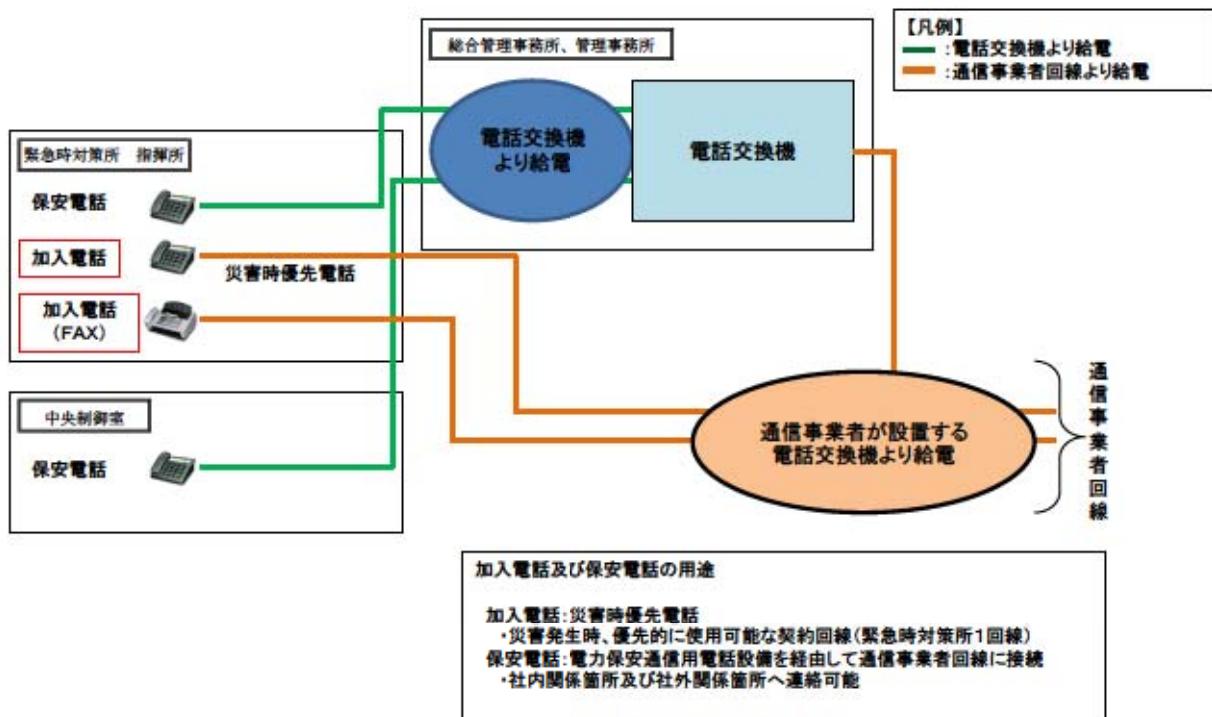


図11 加入電話システムの構成概要図

= D B

参考8 緊急時対策所のデータ表示及びE R S S 伝送機能に係る耐震性

緊急時対策所のデータ表示端末に係る機能及び緊急時対策支援システム（E R S S）等へデータ伝送するための機能に関しては、基準地震動による地震力に対し、機能を維持できるように表12に記載する措置を講じる。

表12 データ表示及びE R S S 伝送機能に係る耐震措置一覧

場所	主要設備		耐震措置
原子炉 補助建屋	データ収集 計算機 E R S S 伝送サーバ		<ul style="list-style-type: none"> データ収集計算機へのデータ入力については、原子炉安全保護盤等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介さずに入力することができる耐震仕様のバックアップラインを設置する。 データ収集計算機等の計算機システムは耐震仕様とする。 データ収集計算機等を設置するラックについては、耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋に設置して転倒防止の措置を施す。 信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する。
	建屋間 伝送設備	データ伝送用中 継機器	<ul style="list-style-type: none"> データ伝送用中継機器を設置するラックは耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋に設置して転倒防止の措置を施すと共に、内装するデータ伝送用中継機器については固縛等を実施する。 建屋内の信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する。 データ伝送用中継機器については、加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。また、故障等の不測の事態に備え予備品を配備すると共に、取替の手順を整備する。
建屋間	建屋間伝送ルート		<ul style="list-style-type: none"> 建屋間伝送ルートについては、無線系及び有線系回線を確保する。 無線用アンテナについては、耐震性を有する3号炉原子炉建屋と緊急時対策所に設置して転倒防止の措置を施す。 無線用アンテナについては、加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。また、故障等の不測の事態に備え予備品を配備すると共に、取替の手順を整備する。
緊急時 対策所	建屋間 伝送設備	データ伝送用 中継機器	<ul style="list-style-type: none"> データ伝送用中継機器を設置するラックは耐震性を有する緊急時対策所に設置して転倒防止の措置を施すと共に、内装するデータ伝送用中継機器については固縛等を実施する。 建屋内の信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する。 データ伝送用中継機器については、加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。また、故障等の不測の事態に備え予備品を配備すると共に、取替の手順を整備する。
	データ表示端末		<ul style="list-style-type: none"> 転倒防止措置を施した機等に固縛して保管する。 故障等の不測の事態に備え予備品を配備する。

 = S A

参考9 緊急時対策所の通信設備の耐震措置一覧

緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に設置する通信連絡設備（通信設備（発電所内）及び通信設備（発電所外））については、基準地震動による地震力に対し、機能を維持できるように表13、14に記載する措置を講じる。

表13 緊急時対策所の通信設備（発電所内）耐震措置一覧

場所	主要設備	耐震措置
発電所内用	電力保安通信用電話設備	・緊急時対策所に設置する通信端末は、設置する机などの転倒防止及び落下防止の措置を施す。
	トランシーバ	・緊急時対策所に設置する通話装置は、強固な収納ラックに収容する措置を施す。
	衛星電話設備	・緊急時対策所に設置する通信端末は、設置する机などの転倒防止及び落下防止の措置を施す。
	衛星携帯電話	・衛星携帯電話は、強固な収納ラックに収容する措置を施す。
	無線通話装置	・緊急時対策所に設置する通信端末は、設置する机などの転倒防止及び落下防止の措置を施す。
	インターフォン	・緊急時対策所指揮所、待機所に設置するインターフォンは、落下防止の措置を施す。また、故障などに備え予備品を保有する。
	テレビ会議システム (指揮所・待機所間)	・緊急時対策所指揮所、待機所に設置するテレビ会議システム（指揮所・待機所間）は、机などの転倒防止の措置を施す。また、故障などに備え予備品を保有する。

 = S A
 = D B

表 14 緊急時対策所の通信設備（発電所外）耐震措置一覧

場所	主要設備		耐震措置
発電所 外用	加入電話設備		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所に設置する通信端末は、設置する机などの転倒防止及び落下防止の措置を施す。
	電力保安通信 用電話設備	保安電話（固定）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所に設置する通信端末は、設置する机などの転倒防止及び落下防止の措置を施す。
	専用電話設備	固定電話	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所に設置する通信端末は、設置する机などの転倒防止及び落下防止の措置を施す。
		FAX	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所に設置する通信端末は、設置する机などの転倒防止及び落下防止の措置を施す。
	衛星電話設備	固定電話	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所に設置する通信端末は、設置する机などの転倒防止及び落下防止の措置を施す。
		FAX	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所に設置する通信端末は、設置する机などの転倒防止及び落下防止の措置を施す。
	統合原子力防 災ネットワー クに接続する 通信連絡設備	TV会議シス テム	<ul style="list-style-type: none"> ・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉補助建屋、緊急時対策所に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、内装する通信機器は固縛などを施す。また、故障等に備え予備品を保有する。
		IP電話	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所に設置する IP電話は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。
		IP-FAX	<ul style="list-style-type: none"> ・TV会議システム及び IP-FAXについては、転倒防止の措置を施す。 ・TV会議システム、IP-FAX 及び IP電話は、故障等に備え予備を保有し、取替の手順を整備する。
	社内 TV会議システム		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所に設置する社内 TV会議システムは、転倒防止の措置を施す。

 = S A

 = D B

参考10 設計基準事故対処設備における点検頻度

設計基準事故対処設備である通信連絡設備の点検頻度について、表15に記載する。

表15 通信連絡設備の点検頻度一覧

主要設備		点検頻度	点検内容	備考
運転指令設備		1回／年	外観点検、通信通話確認	
電力保安通信用電話設備	保安電話（固定）	1回／年	外観点検、通信通話確認	緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
	保安電話（携帯）			
	衛星保安電話			
トランシーバ		1回／年	外観点検、通信通話確認	
携行型通話装置	携行型通話装置	1回／年	外観点検、通信通話確認	
	通話装置用ケーブル			
衛星電話設備	固定電話	1回／年	外観点検、通信通話確認	
	FAX			
衛星携帯電話		1回／年	外観点検、通信通話確認	
無線通話装置		1回／3ヶ月	外観点検、通信通話確認	緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
		1回／5年	定期点検	
加入電話設備	固定電話	1回／年	外観点検、通信通話確認	緊急時対策所の機能
	FAX	1回／6ヶ月	外観点検、通信確認	に係る端末のみ※1
携帯電話		1回／年	外観点検、通信通話確認	
専用電話設備	固定電話	1回／年	外観点検、通信通話確認	
	FAX	1回／年	外観点検、通信確認	
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	1回／年	外観点検、通信通話確認 外観点検、通信確認	緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
	IP電話			
	IP-FAX			
社内TV会議システム		1回／年	外観点検、通信通話確認	緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
ERSS等へ必要なデータを伝送できる設備	データ表示端末	—	外観点検（1回／月） 機能試験（1回／年）	
	データ収集計算機	—	外観点検（1回／月） 機能試験（1回／年）	
	ERSS伝送サーバ	—	外観点検（1回／月） 機能試験（1回／年）	

※1緊急時対策所に設置している端末、又は、防災業務に係る社内基準に定める資機材を対象とする。中央制御室等の端末は、通常時から使用しているため、通話することで健全性を確認している。また、故障が発生した場合は、適切に補修を行っている。

= D B

参考11 データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類

事故時パラメータを緊急時対策所にて把握するための設備であるデータ伝送設備（発電所内用）として、データ収集計算機とデータ表示端末を設置し、これらについては緩和設備と位置づける。

また、発電所外のE R S S 等へ事故時パラメータを伝送するための設備であるデータ伝送設備（発電所外用）として、データ収集計算機とE R S S 伝送サーバを設置し、これらを防止・緩和以外の設備と位置づける。概要を図12、13、14に示す。



図12 データ伝送設備の概要

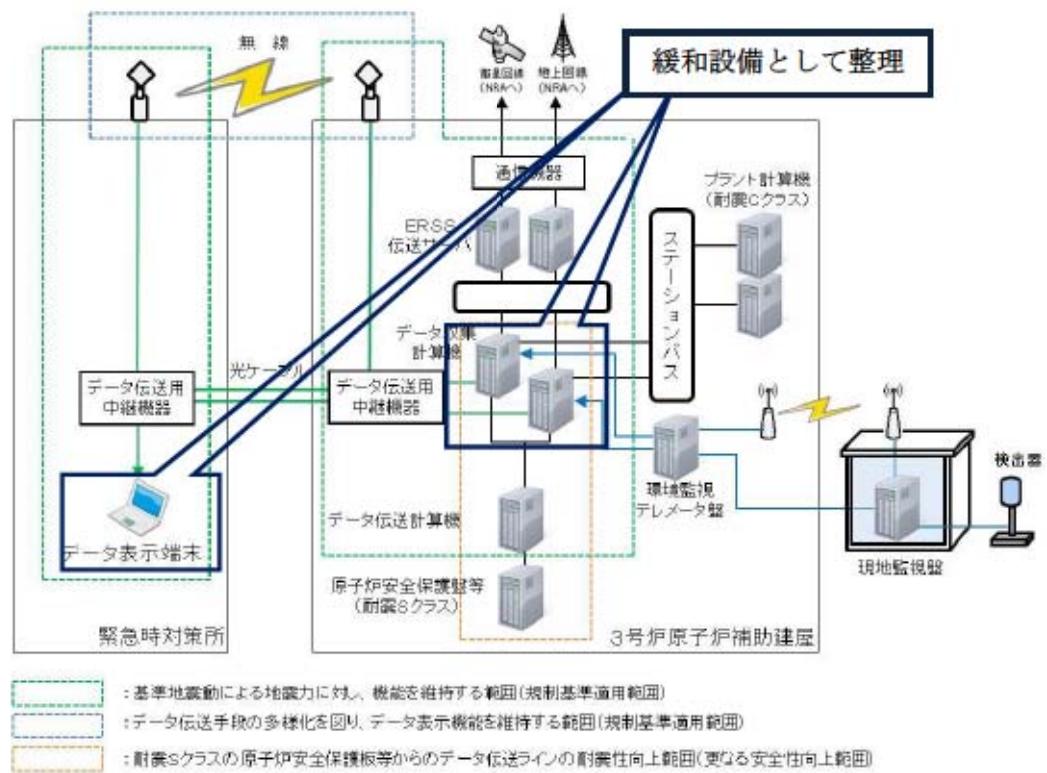


図 13 データ伝送設備（発電所内）の設備分類概要図

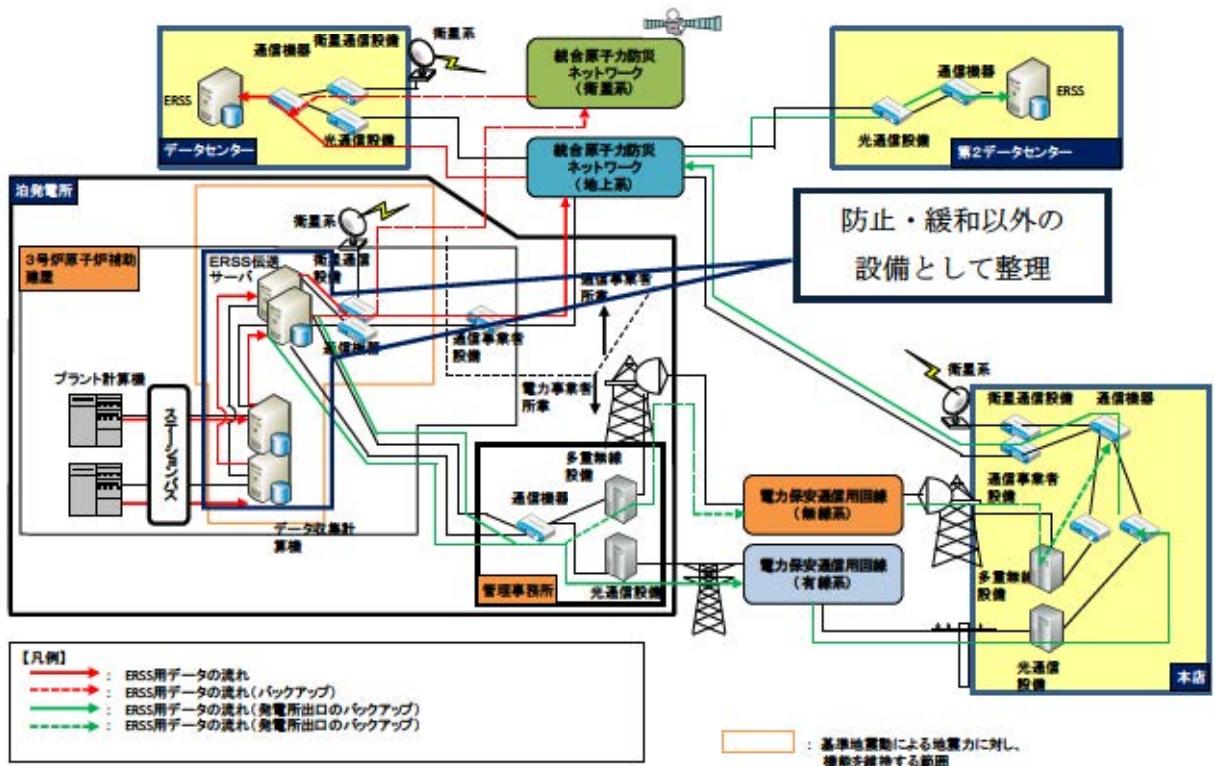


図 14 データ伝送設備（発電所外）の設備分類概要図

参考 1.2 可搬型重大事故対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方

可搬型の通信設備に対し、それぞれが故障した場合においても使用可能なよう、表16のとおり、必要台数と同数または同数以上の数量の予備機を保有する方針とする。

表 16 可搬型重大事故等対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方

主要設備	用途	必要台数	予備機保有台数	配備位置や用途に応じた予備機保有台数の考え方
衛星携帯電話	可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げや、常設および可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行う現場の発電所災害対策要員と発電所対策本部間の連絡	1	1	配備位置や用途に分けて、1台故障時でも通信可能とするよう、必要数量と同数を予備機保有台数とする。
	給水準備作業などにおける現場の発電所対策要員と発電所災害対策本部または中央制御室間の連絡	1	1	
	可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所対策要員と発電所災害対策本部間の連絡	1	1	
	放射能観測車によるモニタリングを行う発電所対策要員と発電所災害対策本部間の連絡	1	1	
	ガレキ撤去によるアクセスルート確保を行う発電所対策要員間および発電所災害対策本部または中央制御室間の連絡	2	2	
トランシーバ	給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員間の連絡	4	1 2	可搬型大型送水ポンプ車6台および可搬型大容量海水送水ポンプ車にトランシーバを2台ずつ配備して、屋外の現場で使用できる台数としている。
	可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げを行う発電所対策要員間の連絡	2	2	1台故障時でも通信可能とするよう1台を予備機保有台数としている。(2人作業、緊急時対策所に配備して、屋外の現場で使用)
携行型通話装置	現場で操作を行う運転員と中央制御室の運転員間の連絡	1 2	1 2	必要台数と同数の予備機保有台数とする。

必要台数、予備機保有台数については、訓練の評価結果などを踏まえ見直すことがある。

なお、可搬型重大事故等対処設備ではないが、緊急時対策所において事故状態等の把握や重大事故等の対処に必要な情報を収集できるよう、データ伝送設備（発電所内）としてデータ表示端末を緊急時対策所に常設している。データ表示端末1台により緊急時対策所において必要となる情報収集機能は確保されるものの、設備の保守や故障等によりその機能が失われることを防ぐため、予備3台を含めた全4台を常設している。

参考13 通信連絡設備の使用目的と指揮命令および連絡体制（使用する通信連絡設備）

通信連絡設備の使用目的と指揮命令系統および連絡体制について、表17及び図15に示す。

表17 通信連絡設備の使用目的

主要装置	本局内	本局外 (社内)	使用目的	DE	SA	多機能 連絡装置	運用形態			
							緊急時 対策室	中央指揮室	本局内	本局外
①電気指令装置(監視装置)	○		中央指揮室と緊急時対策室における操作、作業の連絡以上に迅速な連絡	○	-	○	○	○	○	-
			本局内の危機確認、中央指揮室と連絡、緊急時対策室と緊急時対策室における操作、作業の指揮及び迅速な連絡	○	-	○	○	○	○	-
②電力多段階遮断装置	○		停電時の危機確認、中央指揮室と連絡、緊急時対策室と連絡、並びに中央指揮室と緊急時対策室における操作、作業の指揮及び迅速な連絡、協力会社への協力要請	○	-	○	○	○	○	○
		○	原子力用機、自然災害、停電災害など各施設外避難場所との社外報連絡、本店への専用電話の状況監視、停電、本店から各施設所へ各種手配事務	○	-	○	○	-	-	-
③電気監視装置	○		中央指揮室と緊急時対策室、中央指揮室と異常箇所の危機確認、緊急時対策室と施設外の発電所との連絡(運転監視装置)	○	○	-	○	○	-	-
		○	原子力用機、自然災害、停電災害など各施設外避難場所との社外報連絡、協力会社への協力要請	○	○	-	○	-	-	-
④電気防災装置	○		停電被災作業を行なう施設外避難対策委員と電気防災委員が本局間の操作、作業の連絡等(電力多段階遮断装置は無停電装置を併用しない場合)	○	○	-	-	-	-	○
		○	停電時対策委員が多段階電へ多段十階の連絡手段	○	-	-	-	-	-	○
⑤電行型油圧装置	○		停電被災作業の中央指揮室と異常箇所の操作、作業の連絡(停電被災作業及び電力多段階遮断装置が併用できない場合)	○	○	-	-	○	○	-
⑥オンライン・パ	○		重大事故時のみ水没警報に応じて、発電所(施設外)間(専用電線全般)の災害対策委員の一斉開通連絡に上位操作、作業の連絡等	-	○	-	-	-	○	○
⑦無線通信装置	○		モニタリング装置の操作変更装置と緊急時対策委員の作業の連絡	○	-	○	○	-	-	○
⑧インバータ	○		重大事故時に応じて、緊急時対策委員機器、作業の連絡	-	○	-	○	-	-	-
⑨ケーブルシステム(接続所・押出所)	○		重大事故時等に応じて、緊急時対策委員機器、作業の連絡の作業の連絡、音響共有	-	○	-	○	-	-	-
⑩加入電話装置	○		原子力用機、自然災害、停電災害など各施設外避難場所との社外報連絡	○	-	○	○	-	-	-
⑪携帯電話	○		緊急時対策委員が多段階電へ多段十階の連絡手段	○	-	○	○	-	-	-
⑫社内TV合戦システム	○		本店への多段階電の送受信等、本店から多段階電への操作事務連絡	○	-	○	○	-	-	-
⑬分母式電話装置	○		原子力用機、自然災害、停電災害など各施設外避難場所との社外報連絡	○	-	○	○	-	-	-
⑭荷役車子力防災ネットワークに接続する 通信連絡装置	○		本店への多段階電の送受信等、本店から多段階電への操作事務連絡(加入電話装置、専用電線装置、社内TV合戦システムは使用できない場合)	○	○	-	○	-	-	-
⑮データ取扱装置	○		緊急時対策室内のアラート状態確認に必要なプロトコルマード確認	○	○	-	○	-	-	-
⑯データ収集装置	○	○	データ収集装置の収集	○	○	-	-	-	-	-
⑰RS232接続ナット	○	○	データ収集装置にて収集したデータを、緊急時対策システム(ERSS)へ転送	○	○	-	-	-	-	-

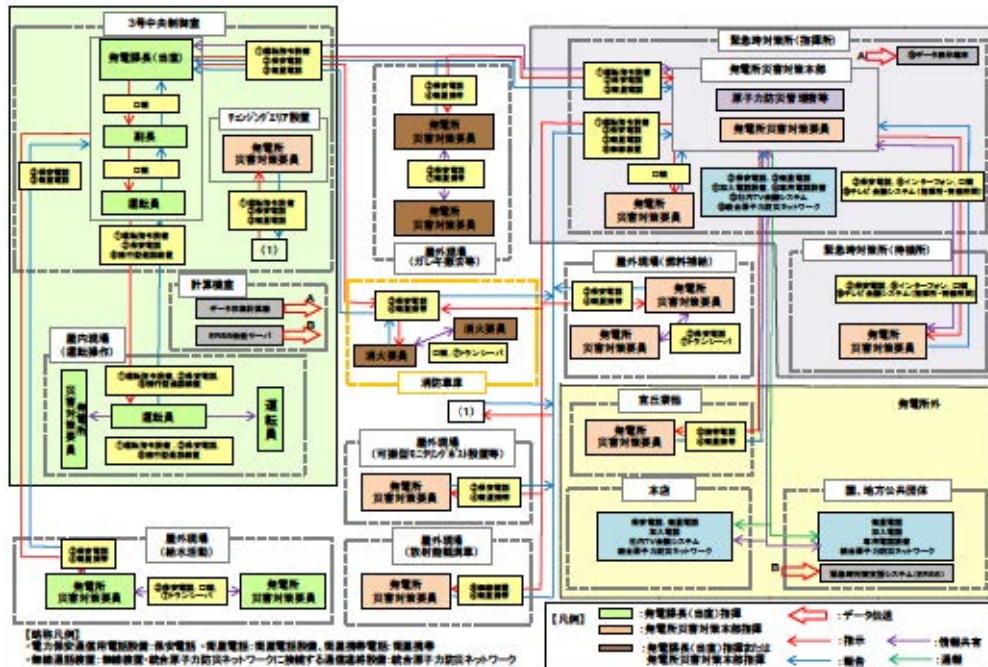


図15 指揮命令および連絡体制（使用する通信連絡設備）

35条 通信連絡設備

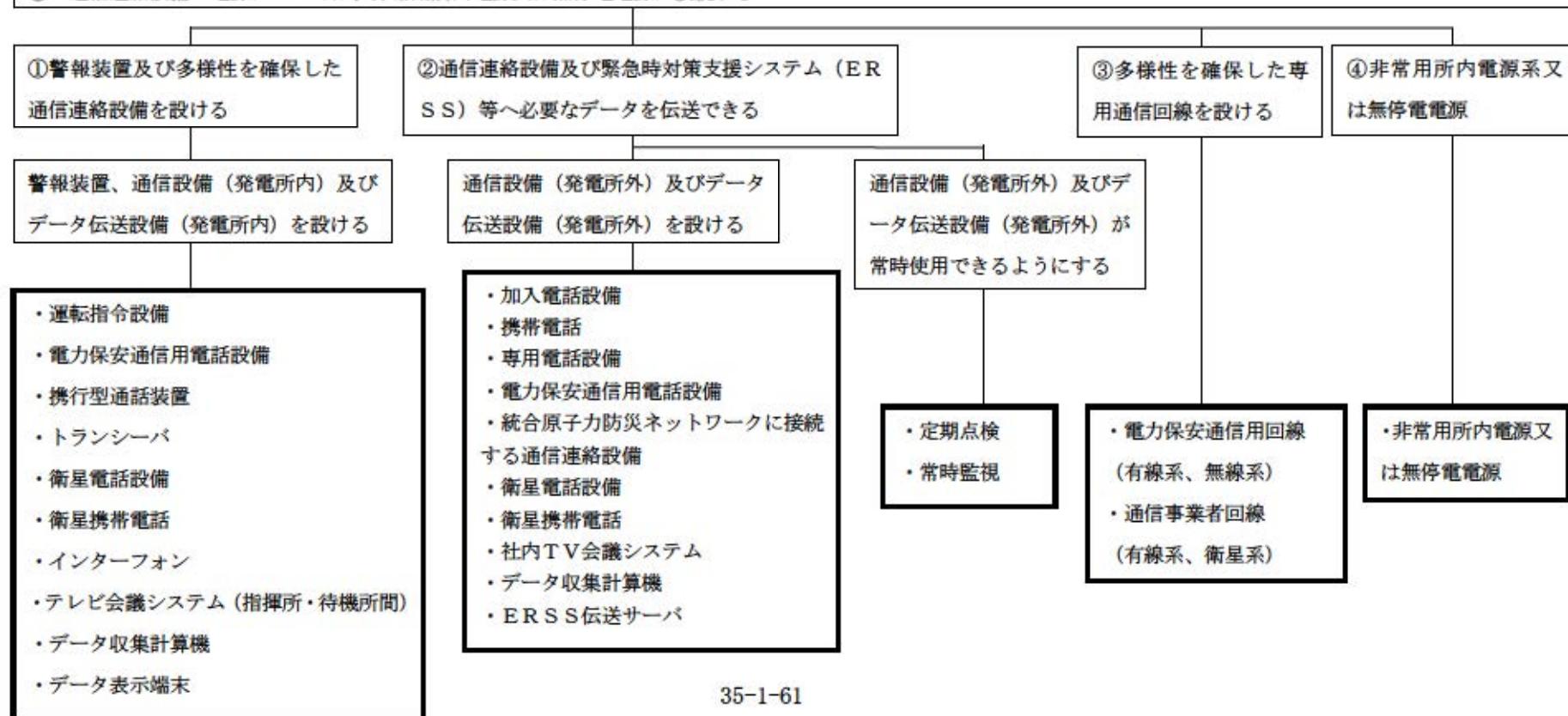
【要求項目】

発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設けなければならない

発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない

【解説】

- ① 発電所内の通信連絡については、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設ける
- ② 発電所外の必要箇所へ通信連絡を行うことができる通信連絡設備及び緊急時対策支援システム（E R S S）等へ必要なデータを伝送できる設備を常時使用できる
- ③ 発電所外の通信連絡については、多様性を確保した専用通信回線を設ける
- ④ 通信連絡設備の電源については、非常用所内電源又は無停電電源に接続する



技術的能力に係る運用対策等（設計基準）

設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	(発電所内)	運用・手順	・警報装置及び通信設備（発電所内）の操作手順
		体制	・警報装置及び通信設備（発電所内）の操作（特定使用者なし） ・各課による点検（発電室、電気保修課、制御保修課、運営課） ・各課による補修（発電室、電気保修課、制御保修課、運営課）
		保守・点検	・警報装置及び通信設備（発電所内）の点検 ・データ収集計算機及びデータ表示端末の点検 ・故障時の補修
		教育・訓練	・通報連絡に関する訓練 ・操作手順に関する訓練
		運用・手順	・通信設備（発電所外）の操作手順
		体制	・警報装置及び通信設備（発電所外）の操作（特定使用者なし） ・各課による点検（制御保修課、運営課） ・各課による補修（制御保修課、運営課）
		保守・点検	・警報装置及び通信設備（発電所外）の点検 ・データ収集計算機及びE R S S 伝送サーバの点検 ・故障時の補修
		教育・訓練	・通報連絡に関する訓練 ・操作手順に関する訓練
	・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備		
	・データ収集計算機		
	・E R S S 伝送サーバ		

設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	・電力保安通信用回線 (有線系、無線系) ・通信事業者回線 (有線系、衛星系回線)	運用・手順	—
		体制	<ul style="list-style-type: none"> ・監視箇所による監視 ・各課による補修（運営課）
		保守・点検	<ul style="list-style-type: none"> ・常時監視 ・故障時の補修
		教育・訓練	—
	・非常用所内電源又は無停電電 源	運用・手順	—
		体制	<ul style="list-style-type: none"> ・各課による保守点検
		保守・点検	<ul style="list-style-type: none"> ・点検 ・故障時の補修
		教育・訓練	—
	・定期点検 ・常時監視	運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> ・通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）の点検 ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の異常時の対応手順 ・データ収集計算機、E R S S 伝送サーバの異常時の対応手順
		体制	<ul style="list-style-type: none"> ・監視（発電室、運営課）
		保守・点検	<ul style="list-style-type: none"> ・各課による補修（制御保修課、電気保修課、運営課）
		教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・異常時の対応手順に関する訓練